

平成25年

# 三重県議会定例会会議録

( 9 月 26 日 )  
( 第 23 号 )



平成25年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 23 号

○平成25年9月26日（木曜日）

---

### 議事日程（第23号）

平成25年9月26日（木）午前10時開議

第 1 県政に対する質問

〔一般質問〕

---

### 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1 県政に対する質問

---

### 会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 50名

1	番	下 野	幸 助
2	番	田 中	智 也
3	番	藤 根	正 典
4	番	小 島	智 子
5	番	彦 坂	公 之
6	番	栗 野	仁 博
7	番	石 田	成 生
8	番	大久保	孝 栄
9	番	東	豊
10	番	中 西	勇
11	番	濱 井	初 男

12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	村林	聡
21	番	小林	正人
22	番	奥野	英介
23	番	中川	康洋
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	舘	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	青木	謙順
36	番	中森	博文
37	番	前野	和美
38	番	水谷	隆
39	番	日沖	正信

40	番	前 田	剛 志
41	番	舟 橋	裕 幸
43	番	三 谷	哲 央
44	番	中 村	進 一
45	番	岩 田	隆 嘉
46	番	貝 増	吉 郎
47	番	山 本	勝
48	番	永 田	正 巳
49	番	山 本	教 和
50	番	西 場	信 行
51	番	中 川	正 美
(52	番	欠	員)
(42	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏 一
書 記 (事務局次長)	青 木	正 晴
書 記 (議事課長)	米 田	昌 司
書 記 (企画法務課長)	野 口	幸 彦
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課班長)	上 野	勉
書 記 (議事課主幹)	坂 井	哲

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	石 垣	英 一
副 知 事	植 田	隆
危機管理統括監	渡 邊	信一郎

防災対策部長	稲垣 司
戦略企画部長	山口 和夫
総務部長	稲垣 清文
健康福祉部長	北岡 寛之
環境生活部長	竹内 望
地域連携部長	水谷 一秀
農林水産部長	橋爪 彰男
雇用経済部長	山川 進
県土整備部長	土井 英尚
健康福祉部医療対策局長	細野 浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥井 隆男
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺 将隆
地域連携部スポーツ推進局長	世古 定
地域連携部南部地域活性化局長	森下 幹也
雇用経済部観光・国際局長	加藤 敦央
企業庁長	小林 潔
病院事業庁長	大林 清
会計管理者兼出納局長	中川 弘巳
教育委員会委員長	岩崎 恭典
教育長	山口 千代己
公安委員会委員	谷川 憲三
警察本部長	高須 一弘
代表監査委員	福井 信行
監査委員事務局長	小林 源太郎

人事委員会委員長  
人事委員会事務局長

飯 田 俊 司  
速 水 恒 夫

選挙管理委員会委員

落 合 隆

労働委員会事務局長

前 畷 卓 弥

---

午前10時1分開議

## 開 議

- 議長（山本 勝） おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

## 質 問

- 議長（山本 勝） 日程第1、県政に対する質問を行います。  
通告がありますので、順次、発言を許します。30番 北川裕之議員。  
〔30番 北川裕之議員登壇・拍手〕

- 30番（北川裕之） おはようございます。名張市選出、新政みえ、北川裕之  
でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただ  
きたいと思えます。

まず、2020年、東京オリンピックの開催が決定をいたしました。大変明る  
いニュースでありがたいなというふうに感じさせていただいています。

この秋、地元名張でもこのオリンピックに匹敵するぐらいのビッグイベン  
トが行われます。11月30日、そして12月1日、2日間にわたって「圏際・食  
彩・文化祭 ご当地グルメでまちおこし in NABARI」というグルメと  
まちおこしのイベントが開催されます。

御当地グルメの祭典で有名なB-1グランプリの団体が全国から名張の町  
なか朝日公園というところに集結をいただいて、全国各地のグルメを提供い

たきます。同時に、町なかでは隠街道市というイベントや、また、市役所広場では名張元気フェア、これは三重県の観光物産を出展いただくんですけども、開催をされます。人口約8万人のまちに、目標、2日間で市内外から約10万人のお客様に来ていただくということをもくろんでおりまして、かつて経験したことのないビッグイベントであります。市民総出でそのイベントの成功を目指して、今、頑張っているところであります。

三重県にもぜひ多方面にわたって支援をいただきたく、今、お願いをさせていただいているところですが、あわせて、知事をはじめ執行部の皆さんも議員の皆さんも、ぜひ御来場をいただきたいと思います。御来場いただけるのであれば、全国各地の御当地グルメを堪能いただくのはもちろんのこと、名張の御当地グルメ牛汁、おいしい伊賀牛に伊賀米、名張まんじゅうにへこきまんじゅう、ありとあらゆる名張のグルメが食べ放題とはいきませんけれども、御来場いただいた皆さんには最大級のおもてなしを届けたいと思っておりますので、ぜひテレビをごらんの皆さん方も御来場いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、1番目の質問でございますが、異常気象時、河川に接する国道、県道の安全対策はということでございます。

さきの台風18号は全国に、そして、また、この三重県にも大変大きな爪跡を残しました。津市内では、名古屋から大阪へ車で移動中の親子が行方不明になって、後に遺体で見つかるという痛ましい事案がありましたし、また、お隣の伊賀市では、国道422号で130メートルの長さにもわたって河川の増水によって道路が崩れてしまうという大きな被害もありました。災害対応や復旧に当たっていただいていた関係の皆様へ感謝と敬意を表する次第でございます。

地元名張市でも数多くの被害が出ましたが、幸いにも大きな災害には至らず少し安堵をしているところでもありますけれども、今回、各地域の被災状況を見る中で気になる点が一つあります。それは、津市の事案もそうですし、伊賀市の国道422号の災害もそうですけれども、いわゆる河川に接する、



沿っている国道や県道、これは県内どの地域にもあると思うんですけども、こうした河川に接する県管理の国道や県道、台風をはじめとする大雨の際の管理体制はどのようにされているのか確認をしていきたいというふうに思っています。

具体的には、安全確保の観点から、どういう場合に通行止め規制等がかかるのか、あるいはかけられるのかという点について確認をしておきたいと思えます。

映写資料をごらんいただきたいと思います。（パネルを示す）こちらは国道422号、約130メートルにわたって道路が崩れてしまったという状況の絵です。続いてもう一枚。（パネルを示す）こちらは災害があったわけではないんですけども、2枚目のほうは県道奈良名張線、典型的な、反対側が河川、そして、狭隘な道路、そして、もう反対側は山もしくは崖ということで、行き場がない、こういうふうな道路はたくさんあるかというふうに思えます。続けてもう一枚お願いいたします。（パネルを示す）こちらは増水時の写真です。今回のこれは台風ではなくて2年前の台風のとときの写真なんですけれども、先ほど見ていただいた川がこのように波打って非常に恐怖を感じるような状況になっております。

お聞きをしたいのは、1点目、路線によっては雨量規制がかけられている場合がありますけれども、これはどういう条件がそろっていれば規制の対象とすることができるのか。あるいは、今回のような被災状況を鑑みると、こうした雨量規制の対象路線の拡大や、あるいは条件の見直し作業というのが必要ではないかというふうに思いますが、御所見をいただきたいと思えます。

2点目は、雨量規制がかけられていない路線については、実際にはどのような対応になるかということです。当然ながら、最寄りの観測所の雨量、河川の水位情報、越水等の現場の状況など、幾つかの判断状況があるかと思えます。ちなみに国道422号は過去から氾濫が多くて、一昨年にも川の増水で大きく越水をした経緯があって、危険箇所として一定の水位を超えると通行止めにするというルールを事前に決めておいて、それに従って今回は事前に

通行どめ規制がかけられていたというふうにお聞きをしています。雨量規制の定めはないけれども氾濫の危険性がある河川に沿ってある国道、県道の異常気象時の通行規制などの対応についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、3点目には、恐らくこの国道422号のように事前に対応を決めていただいているというのはまだまだ少ないのではないかというふうに思います。現場から状況の一報が入ってからの対応が多いと思うんですけれども、よく越水をするだとか、河川が蛇行していて崩れやすいなど、あらかじめ想定されている危険箇所についてはこの際、地元市町や地域と十分に話し合っ、通行どめ等の規制も含めて対応策を事前に協議しておく必要があると考えますが、御所見を伺いたいと思います。

そして、最後に、今回のように各地域広範囲で災害が想定されると、県の各建設事務所も、あるいは、また、協力いただいている土木協会をはじめとする業者の皆さんも手いっぱいになってくる、そういう中では、やはりレスポンスが心配されるところであります。極端な場合、連絡をしている間にどんどん危険度が増してしまうということも想定されます。そういう意味で、地元市町や、あるいは地域の消防団の皆さん方の協力をいただきながらスピーディーに対応できる体制づくりも必要ではないかと思っておりますけれども、この点についても御所見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 異常気象時における通行規制につきましては、三重県で昭和45年に異常時における道路通行規制要領を作成し、この要領に基づき、他の道路管理者や警察本部と協議の上、道路の構造、地形、地質、過去の被害の程度、それと路線の重要性等を勘案して、異常気象時において通行に危険があると認められる箇所を含む区間を一定区間規制区間に指定するとともに、通行に危険が伴う災害が発生する前に通行どめを行う降雨量の規制基準、そのようなものを定めているところです。現在、45路線、58区間を指定しております。

この通行規制区間以外などの県管理道路の災害時の対応につきましては、

気象情報等を参考に、道路パトロールや地元住民の方々などからの情報により崩落等の状況把握に努めるとともに、小規模業者と連携しまして災害等に即対応できる体制を整えているところでございます。その上で、のり面崩壊や倒木があれば、土砂や倒木の撤去など、通行の障害の除去を行い、速やかな通行の確保に努めているところでございます。しかしながら、通行開放に長時間を要することが予想される場合には、市町や所轄の警察などの関係機関と調整し、やむを得ず通行どめ措置を講じさせていただいております。

今回、全国に甚大な被害をもたらしました台風18号の影響で、県管理道路につきましては事前の通行規制区間58区間のうち49区間で通行どめ、それ以外に通行規制区間外でも32区間、合わせて81区間の通行どめを行っております。また、通行どめを行っていない箇所も含め、路側決壊やのり面崩壊、道路冠水等の災害が多数発生し、この9月24日現在いまだ、12路線、14区間の通行どめが続いているところでございます。

今御指摘の国道422号では、平成23年の9月の台風12号をきっかけに、伊賀市と消防署等で早期の通行どめに関する打ち合わせを行いまして、現在、伊賀建設事務所ではその取り決めに応じて通行規制を実施して、今回もお願いしたところでございます。

また、ほかにも、平成24年の9月の台風17号をきっかけに県道津関線では、JR関西本線と、アンダーボックス、道路が下をくぐるということで、そのところにおいて亀山市と協定を締結し、初期の通行どめを市に依頼しているところでございます。

さらに、同じ台風ですが、県道平野亀山線では自治会等との意見交換を密に実施し、注意喚起看板とか、道路が冠水したときにセンサーで事前に報告、とめるとか、注意喚起をする、それとか、照明灯の設置を行ったり、さらに、河川管理者とは、道路のかさ上げとか堤防との一体的な整備に向けた協議も進めているところでございます。

このように、多くの通過交通が見込まれる道路で、河川に隣接しているために道路冠水等が見込まれる区間におきましては、地元と連携して事前に通

行どめを行うような取組も始めているところでございます。

このような状況を踏まえ、現在、事前の通行規制を行っている区間に加え、通行規制区間に指定されていない箇所も含め適切に通行規制ができるように、県管理道路の全てについて点検し必要な見直しを行う、これとともに、議員御指摘のような地元と連携し短時間で通行規制を行うなど、異常気象時の適切な対応が図られるように市町等関係機関と協議して進めていきたいと考えているところでございます。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） お答えをいただきました。

県管理道路、全て点検をいただくということと、それから、市町、あるいは消防署、消防団を含めて地域地元としっかり連携をして協議を進めていただけるとのことですので、できるだけレスポンスのいいといいますか、今回でも、先ほど写真で挙げさせていただきました地元の県道奈良名張線も、越水ができて危険だなという状況が見えてから市や伊賀建設事務所に連絡をとって、小規模業者の方に来ていただいて通行どめとなりますとやはりタイムラグが出ますので、その間に何かあってははいけません。そういう事案というのは各地でやはりあると思いますし、これからやはり、ここ数年の降雨量がかつてない量降ったり、あるいはゲリラ豪雨ということを考えますと、臨機応変な対応が必要になってくるかと思っておりますので、十分地元と協議を進めていただきますように、よろしく願いをいたします。

それでは、2番目の項目、テレビのデータ放送は県政だよりの代替となるかという項目でお話をさせていただきたいと思っております。11時までで行ってしまったらごめんなさいです。

これは、県議会はもちろんのこと、テレビをごらんの県民の皆様も一緒にぜひ考えていただきたい議論です。この議論は私が所属しています戦略企画雇用経済常任委員会で議論中ですので、本来ならば質問させていただくケースではないんですが、しかし、県民の皆様にかかわる県の大きな政策転換だけに、知事にその見解をただしたいという趣旨で質問させていただきます。

すのでお許しをいただきたいと思います。

ここで、県執行部の今の提案をおさらいしておきたいと思います。恐らく県民の皆さんもまだまだ知らない方が多いのではないかと思います。端的に申し上げれば、県の情報を伝える手段として、今、毎月1回発行しています県の広報紙、この県政だよりですけれども、（実物を示す）これの全戸配布を廃止する、そして、そのかわりとして、今もこの中継を見させていただいてますけれども、テレビのデータ放送に県政だよりの情報を載せて見ていただくというものです。

その政策転換の理由として県が挙げているのは、一つ、製作から印刷、配布まで2カ月を要するため最新情報が伝えられない、二つ目、市町、これは実際自治会経由ですが、市町に配布をお願いしているので、配布時期に2週間くらいの開きがある、3番目、自治会未加入世帯への配布が難しい、4番目、紙面制約により多くの情報を掲載することが困難である、5番目、e-モニターや県政だより読者アンケートで、お金を使ってまで全戸に配る必要はあるのか、回覧板で十分だという意見がある、六つ目、厳しい財政状況への対応、徹底した事務事業の見直しの中で、経費を削減したい。執行部の案では約9000万円余りの費用の削減ということが見込まれます。

こうした理由から、県政だよりの自治会経由、市町経由の全戸配布を廃止したい、そのかわりにテレビのデータ放送による県政だよりの情報提供を行いたいというものであります。

そのメリットとして、テレビのリモコンの簡単な操作で容易に県政情報を見ることができる、紙面の制約がないので多くの情報を掲載できる、随時のデータ更新で最新の情報を見ることができる、自治会未加入世帯を含め、より多くの県民の皆さんに見えていただける、こういうメリットを挙げられています。

予定では来年4月から、県政だよりの全戸配布を廃止してデータ放送を本格稼働させる。ただし、県政だより自体の製作、印刷は続けて、スーパーやコンビニ、公共施設など身近な場所への配置並びに回覧も考えているという

ふうの説明を受けています。

恣意的な説明にならないように気をつけたつもりなのですが、部長、間違いありませんですかね。

私は、率直に言ってこの政策転換は間違っていると指摘をさせていただいています。なぜなら、テレビのデータ放送は、紙媒体、この県政だよりの代替、かわりにはならないということであります。その理由は大きく二つ。まず一つは、紙媒体である県政だよりが各戸配布されなくなって困るのは恐らく年齢層が高い方である。しかし、テレビのデータ放送はその年齢層にとっては非常に扱いにくく、情報不足、情報過疎になる危険性があるというふうに思っています。

現在、紙媒体以外での県の広報媒体は、主にホームページがあります。県のホームページでは全ての分野の情報が網羅されていますし、部局ごとのページも立ち上がっています。当然ながら情報の更新は容易です。県政だよりの中でもこの中にアップをされています。パソコンにとどまらず、昨今はスマホやタブレットといった携帯ツールも普及が進んでいますから、ネットには身近に、簡単にアクセスできるようになりました。これが扱える年齢層にとってはある意味、テレビのデータ放送は必要ありません。県のホームページにアクセスさえすれば簡単に情報を得ることができます。県政だよりに比べて読むだけです。ですから、このホームページの充実というものをさらに図ればよいというふうには私は思います。

一方、こうした携帯ツールやネットを使わない人、恐らくは年齢層の高い人にとっては、県や市町の情報は紙媒体の広報紙から得ることが多いと想定されます。県政だよりの全戸配布が廃止になった場合、こうした方はテレビのdボタンから情報を得なくてはなりません。これはなかなか、年齢的には厳しいのではないかなというふうには私は感じています。

今、このテレビをごらんいただいている視聴者の方も一度ぜひ試していただきたいと思います。まず、手にとってもらって、リモコンのdボタンがどこにあるか、御存じでしょうか。ふだんお使いでしょうか。押してみてください

さい。その後の続けて画面を見ていく進み方がわかりますか。リモコンのdボタンの位置もお使いのテレビメーカーで異なりますから非常に覚えにくい。今、恐らくは、三重テレビはニュースやお天気の情報がこのデータ放送には載っているはずであります。時間のある方は読み進めていただきながら私の話を聞いていただきたいと思います。

そもそもdボタンを簡単に扱える人であれば、パソコンやスマホで、先ほど申し上げたようにホームページで十分にアクセスして情報が得られます。データ放送は不要です。必要な人にとってはなかなか使いにくいという矛盾があります。ターゲットがミスマッチで、なおかつ費用対効果、当初は1000万円から3000万円ぐらいこのデータ放送にはかかるというふうにお聞きしました。今の試験放送の入札等の金額を見れば恐らく1000万円何がしでデータ放送が行われるのかなというふうに思いますけれども、費用対効果としてどうなのかということを非常に疑問に思っております。

さらに、実際にデータ放送をごらんいただければわかりますが、テレビの大きさにもよりますけれども、テレビ画面で文字を読むというのはなかなか容易ではありません。イベント告知とかお知らせ情報であれば、これは有効だと思います。しかし、政策的なPRにはボリュームが足りない、表やグラフは使えない、使っても見えない、全く不向きであって、県政だよりの紙面同様の情報量、これは今現在はA4、16ページです、これを提供するには無理があって、やはり代替にはならないというふうに考えます。

理由の二つ目。広報というのはそもそも、やっぱり行政側からの投げかけの姿勢がなければ成り立たないと思うんですね。つまりは、ちょっと言葉は悪いですけども、手元に届いて何ぼのもの。特に政策的な広報はそういう意味合いが強いと思います。

広聴広報という概念はもともと、知事はよく御存じだと思うんですが、PRという言葉の訳から来ています。これが広告宣伝というふうなニュアンスで訳されているからそもそも問題があって、これはパブリックリレーションの略であります。企業や行政が顧客や住民など、いわゆる関係者、特にステー

クホルダーといかに関係性をつくっていくかということが、このパブリックリレーション、PRの意味であります。単なる宣伝、告知ではありません。行政であれば、首長が、行政が進める政策や施策を住民に丁寧に説明をし、理解や協力を求めていくのがその役目であります。PRは、そういう広報の概念からいえば、情報を欲しい人はとりに来なさいという姿勢ではなく、まずはそれぞれの手元に届いてしかるべきものだというふうに思います。行政側からの投げかけの姿勢がなければこのパブリックリレーションは成り立たないというふうに思います。

ちょっと例えは悪いですけど、広報の全戸配布を廃止してテレビのデータ放送で見ってもらうというのは、自動車メーカーが新聞折り込みの広告もテレビCMもやりません、買いたい人はデータ放送で見に来てくださいと、ということだと思いませんか、フェラーリだったらそれでもいいのかわからないですけども。

県行政の事例でいえば来年4月から、みえ森と緑の県民税、これがスタートをいたします。これなんかの周知、理解、このことについても、データ放送に載っているということで果たしていいのかというふうに思います。もちろん、新聞広告とか別途チラシをまくという方法もあります。でも、これはやっぱり主体性のある広報手段ではありません。あくまでも主体性を持ったベースの広報ツールがあって、その上に追加や補完をするレベルのものだというふうに私は認識をしています。

以上の2点、大きな2点の理由からテレビのデータ放送は紙媒体の県政だよりの代替にはならないということも多くの方々にわかっていただきたいというふうに思いますし、テレビで今、お話を聞いていただいて、そうなのかというふうに思っていたら、何かそれはちょっとおかしいんじゃないかという県民の方がいらしたら県や議会にどんどんと声をお寄せいただきたいというふうに思います。

感想としては、ごめんなさい、かなり無理やり感があって、理屈づけは一生懸命されているけれども本来の目的は、約1億円近い費用を削減したい、



これがやっぱりベースにあるというふうに私は見えています。広報の、今72万部配布をされていますけれども、およそ、ざくっとした話ですが、製作が1000万円、印刷が6000万円、合わせて7000万円、そして、配布が自治会経由でやっていただいているところに、費用を負担しているのは約9000万円少し。その中の9000万円何がしの配布手数料が削減できるということが目的ではないかというふうに思っています。広報の全戸配布をやめるのは手っ取り早いのかもわかりませんが、これはやっぱり余にも乱暴な議論、私は暴挙だというふうに思っています。厳しい予算の中でわかりますけれども、ここに手をつけるのかというのは少し違うのではないかなと、安易な判断過ぎるのではないかなというふうに思っています。

もちろん、テレビのデータ放送を全面的に否定するものではありません。広報として多様な手段を持つことは非常に大切ですから、県政だよりの代替という意味合いでなければ、費用対効果も見ながら、これはチャレンジすればいい話だと思います。この11月から今ごろのこの三重テレビで試験放送が始まるというふうに聞いておりますから、県民の多くの皆さんに見えていただいて、きちんと検証をして、これは進めていただいたらいいのかなというふうに思います。

一方、紙媒体の広報、県政だより、これはこの際、思い切った改革をすればいいんだと思うんです。どうも聞いていると変なんです、戦略企画部の説明は。各戸配布を廃止するといいいながら、今、少しニュアンスが違ってきているのかもわかりませんが、このA4サイズ16ページの広報はつくるというんですよね。つくり続けるという話なんですよね。こんなことに、私、かたくなに固執してもらう必要はないと思うんです。もっと柔軟に考えていただいたら結構かと思うんです。レイアウトも掲載内容も印刷方法も配布方法も、ゼロベースで一から考えていただいたらいい。

冒頭、県政だよりの課題、戦略企画部から説明を受けたのが幾つかありましたけれども、改革する気さえあればそういった課題は十分解決できると思うんです。例えば、2カ月ほど製作にかかってしまうから最新の情報が掲

載できないと言われますけど、我が町の名張市の広報、タブロイド判4ページです。(現物を示す)これは何と毎週1回発行されているんです。ちなみに、かなり以前から自治会配布は廃止をして、これは新聞折り込みにしています。新聞折り込みなら、折り込み日のわずか2日前の納品で済むんです、この日に入りたいという日の2日前、皆さん御存じだと思うんですけども。ネット情報の更新には太刀打ちできませんけど、週1回の発行というのは十分に情報の新鮮さを保っています。県政だよりを週1回の発行にしると言っているわけではありません。細かいお知らせなど、そういう情報は、それぞれホームページや、あるいは、場合によっては市町の広報紙に委ねたりして、政策的な記事に厳選をして月1回の発行にすれば、そして、それを新聞折り込みにすれば、タイムリーで、なおかつコストダウンも図れる。カラー印刷もする必要は私はないと思います。

参考に私のほうで試算をしてみると、試算も当局が出してくるのは変な試算しか出てこないんです、悪いですけど。仮にこんなスタイルで印刷するとすると、これは今、名張市は費用が1部5円程度です。3万部ぐらいですから、70万刷るとなると当然これが4円になり3円になりという話になりますけど、あえてそれをそのまま計算したとしても、新聞折り込み、これもいろいろ数字がありますが、70万部前後折り込みするとすると、印刷と折り込み費を入れて大体8400万円ぐらいです、単純に計算しますとね。折り込みも4円ですけど、若干開きはあります。ですから、5円で計算をして、印刷も5円、それから、折り込みも5円ということで計算していくと大体8400万円です、全部の経費が。今1億6500万円ほどかかっていますから、差し引きすると8000万以上の削減はできるんです。今の戦略企画部のやり方で、全体で9000万ぐらいの削減ですよ。それとそんなに遜色ないと思うんです。これはやっぱり広報戦略として十分に考えていただきたいというふうに思います。

廃止の議論に抵抗が少ないのは、県民の皆さんがまず余り知らないということもありますし、それから、やっぱり広報紙なんてそもそもそんなに読まれてないな、そんなの、無駄やで、こういう声もあると思うんです。それは

事実だと思います。ただ、もともと行政の広報というのは欲しがられる情報ではないです。特に政策的な、あるいは啓発的な記事も含めて。ですから、読まれるための工夫もやっぱり十分必要なんです。そういう意味で、やはり思い切った改革をしていただく。別に全戸配布は廃止した上で新しく新聞折り込みというスタイルで広報を考えるということで結構ですので、私はぜひ一度考えていただきたい。

まだこれをつくって自治会回覧で読んでもらおうかなんていう説明を聞いています。これをつくる人件費、どれだけ要りますか。物すごい作業ですよ、毎月。どこかに置いてあるというだけの話。回覧なんてなかなか見ませんよ。うちにも回覧が回ってきますけど、あんた、早うそんなのは読んで次のうちに回してやって、怒られるで、そんなの、いつまでも、ちゃんと、日付、書くやろう、うちだけ遅れるんやからな、早う回してやってと言われて、ぱらぱらっと見て、慌てて次へ回すんです。そんなに丁寧に読めないですよ、それはうちの家庭事情かわかりませんが。

最後に、知事の所見を聞きたいので確認をしていますが、一つ、この今回の広報手段の方向転換というのは知事自身の考えなのか、あるいは目的はどこにあるのかというのをお聞きしたい。

二つ目には、県政だよりの全戸配布を廃止してテレビのデータ放送に移行する、これで代替性が十分あると考えておられるのか。それが2点目。

3点目は、行政側から投げかける政策的な広報のあり方を知事はどのようにお考えいただいているのか。

それから、四つ目、先ほど、私、広報紙の改革、コストダウンの案も示させていただきました。そのことについて、知事の所見をいただきたいと思います。

戦略企画部が書いた答弁書は読んでいただく必要はありません。知事自身の言葉で、知事自身の感性でお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 県政だよりについて御質問をいただきました。4点いただいたと思います。答弁を読ませていただきます。

まず、1点目、目的及び意図でありますけれども、議員から御質問がありました中にもありましたし、議員のほうは常任委員会でも大分やっていたいておりますので、議員が言うておられたこと、あるいは議員が御質問いただいていることと重複することがあるかと思いますが、答弁させていただきます。

現在の紙の県政だよりの課題としては、先ほど議員からも言われましたが、主に4点。一部の自治会未加入世帯に届いていないという配布対象に関する課題。編集、印刷、配布に約2カ月を要することから最新情報の掲載が困難であるという配布時期に関する課題。市町によってお届けする時期が2週間程度異なるという市町による配布時期の差に関する課題。四つ目は紙面の制約により県や市町の行政情報を全て掲載できないという情報量の制約に関する課題。また、全戸配布に関しましてはこれまでも、紙がもったいない、回覧で十分、メール配信でよいなどの御意見をいただいているところであります。

こうした課題については、一般家庭に広く普及しているテレビのデータ放送を活用することでそれぞれ、先ほどの配布対象に関する課題については現在の配布方法ではお届けできなかった自治会未加入世帯への情報提供、配布時期に関する課題については随時のデータ更新による最新情報の提供、市町による配布時期の差に関する課題についてはお届け時期に差のない情報の提供、情報量の制約に関する課題については紙面の制約を受けないより多くの情報の提供が可能となり、これまでの課題が解消できると考えています。

また、今回の見直しに際し、紙の県政だよりを手元に置きたい、手にとっ て見たいといった御要望にお応えするため、紙の県政だよりの発行は一定継続することとし、スーパーやコンビニ、公共施設等への配置を拡充し、県民の皆さんが手軽に入手していただけるようにしたいと思います。

以上のようなデータ放送を導入し全戸配布を廃止することで、データ放送

の経費は必要となるものの、配布経費や印刷経費は削減され、大幅なコスト削減、年間1億円以上が可能であると考えています。これが目的、意図であります。

この部分は原稿を読ませていただきましたのは、僕が考えたことなのか、僕のことなのかではなくて、これは三重県として議会に提案させていただいていますので、私がどうということではなくて三重県として提案させていただきますから、原稿を読ませていただきました。

次、2点目、代替性であります。ここはちょっと僕の考えも多少入りますけれども、先ほど申し上げましたような四つの課題を解消するという点において一定の代替性は果たし得るものの、当然手法が違うわけでありますから完全代替とはいきませんが、データ放送になることで、リアルタイム性とか、さきの未加入世帯など、今までアプローチできていない世帯とか、より充実できるというメリットもあるし、一方でデメリットもあるでしょう。そこは、データ放送だけでは完結させず、先ほど議員からもありましたように他の媒体もミックスさせて、全体としてよりよい方向に持っていく努力をするということだと思います。その意味からも、11月に全戸配布される県政だよりをごらんいただきながら、データ放送も一度体験していただくということを考えておりますので、その中で感想などをお聞きして、いただいた意見、改善点を把握し、その様々な御意見を聞いて、今後、議員から御指摘のあった、要は最も大きな課題は、議員においては情報過疎だということを冒頭に言われたと思いますので、それが一番大きな課題なんだと思いますけれども、情報過疎への対応も含めて、どういう改善をしていくか考えたいと思います。

それから、政策的な広報のあり方ということでもありますけれども、情報入手手段の多様化を踏まえて効果的、効率的な手法を適宜判断していくということが大切だと思いますが、情報入手と提供ということで、例えば単なるイベント告知とかではなくて、比較とかして一定の判断をしたりとか必要な中身を考えなければならない旅行商品の情報の入手と提供ということを考えると、パンフレットや雑誌で情報を入手する人も、インターネットで情報を

入手する人も、その中にはホームページもロコミサイトもブログもSNSもあるでしょう、旅行会社の店頭で情報を入手する人も、CMで情報を入手する人も、電車のポスターで情報を入手する人も、新聞広告で入手する人も、折り込みチラシで入手する人も、極めて多様にいらっしゃって、そこで、伊勢に行こうとか、名張に行こうとか、いろいろお決めいただくわけでありませう。営利活動である旅行商品のPRと公共の県政だよりを一概に同一に論じることがもちろんできませんが、今の例えには議員が常任委員会でもおっしゃっていただいている能動的広報も受動的広報も含まれているわけです。

つまり、限られた人的・財政的資源の中で、どうやって効率的、効果的に、情報を欲している人に情報が届く、あるいは、情報は欲していなかったけど知ってもらうことで行動などを起こしてもらう、そのようなことのために様々な手法をどうミックスしてお伝えしていくかということだと思います。これは、単にイベント告知とかのお伝え情報も政策広報も同じだと思います。

したがって、政策広報という点でデータ放送が完全無欠で、それだけで全ての政策広報に対応できるとは到底思っておりませんし、そもそもこれまでも県政だよりの全戸配布で全ての政策広報に対応しようというスタンスはとっておりませんし、そのことは議員も御理解いただいていると思います。しかしながら、これまでの全戸配布よりは、当然メリット、デメリットはあるものの、四つの課題の克服やコスト面も含めてトータルで見れば、今よりよい選択肢ではないかと考えています。

ちなみに私、政策広報という点ではフェース・ツー・フェースにまさるものはないというふうに思っています。それは、政策の中身が、先ほど議員もおっしゃったように、ここは大変同感しますが、ターゲット、内容とか、そういうのをきめ細かに伝えていかなければならないということがありますから、そういう意味で、フェース・ツー・フェースにまさるものはない、だから現場を歩くんだと私は思っています。

いずれにしても、政策広報の部分も含めて、これから実験をさせていただいて、改善点を洗い出して、様々な御意見をいただくでしょう、それら

を真摯に、誠実に検討させていただいて、その上で、実施手法や実施時期など、総合的に判断したいと考えています。

それから、タブロイド判でありますけれども、そもそも県政だよりを読んでもらう工夫をしているのかという御指摘がありました。その努力が伝わっていないのかもしれませんが、私も就任以来、紙面の表紙でもそうですし、対談、取材、あるいは宮城県の特集を入れてみたりとか、いろいろ工夫もさせていただいてきましたが、その努力が足りないという御指摘なのかもしれません。また、製作に当たっても、民間のノウハウを活用したりして、見ていただくための工夫、改善には一定努めてまいったところでございます。

御提案いただきましたタブロイド判などによる新聞折り込みにつきましては、名張市において一定の評価を得ているというふうに私は存じておりますし、その手法として確立されているということも存じ上げておりますが、県全体と名張市における広報というものを完全同一に論ずるのは難しいかと思えます。これまでもタブロイド判の新聞折り込みによる方法というのは一つの手法として検討してきたところでありますけれども、現在の自治会等による配布に比べると御家庭に配布できる割合が低下することや、折り込みのため、他の印刷物に紛れて目にとまりにくい、先ほど回覧板を早う回さなあかんという御指摘がありました。一方で、折り込みやったら一緒に捨ててしまふんやという、そういう自治会の幹部の方の御意見もいただいたりもしておりますけれども、そういう指摘もありまして、現時点においては、さきに述べた四つの課題を克服すると、現行方法よりメリットを見出すというのは難しいと考えまして、タブロイド判という選択肢は今のところとっていないということでもあります。

いずれにしても、先ほど来申し上げておりますとおり広報の手段というのは、先ほど議員もおっしゃったように全体を見て柔軟に考えていくということだと思えますから、将来にわたって不断の見直しをしていくということだと思えますので、また引き続き、常任委員会などでも御議論、御意見をいただければというふうに思っておりますし、実験、アンケートをする中で、

県民の皆さんからの切実な声なども入ってこようかと思えます。そういうものに真摯に向き合って対応していきたいと思えます。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） 知事にお答えをいただきました。

三重県の人口が184万人で、65歳以上が46万5000人何がし、25%が高齢者ということになるわけですけれども、非常に私は優しくない政策だというふうに感じさせていただいています。

三重県の知事は頑張っているなど、知事の活躍を県政だよりを通して見ていて楽しみにしている人もあるやに聞きます。大変残念な答弁だというふうに感じさせていただいています。

フェース・ツー・フェース、それは確かにそうなんですけど、知事は発信力がありますからその効果というのは非常に大きいものだというふうに思います。でも、だからといって184万人全てに、例えば先ほどのみえ森と緑の県民税、じゃ、説明しに回れるんですかということになると思うんです。ヒットすればいいという話は、多分に三重県営業本部ならその考え方で私はいいと思うんです、まさに広告宣伝的な意味合いで。ただ、政策的な広報、いろんな県の重要な政策を提案したり意見を聞いたりというのは、それはヒットでいいのかということだと思うんです。そういう意味で、県として、あるいは広報戦略として、どのようにそういう部分をお考えいただくのか、もう一度知事に答弁いただきたいと思えます。

○知事（鈴木英敬） 私は先ほど全部フェース・ツー・フェースでやるんだと言ったつもりはなくて、それにまさるものはないと言ったことは御理解いただければと思いますけれども、例えば、議員は常任委員会で、そんなの、誰も見ないとおっしゃったようではありますが、新聞の下3分の1で広告、主要6紙に出させていただいています広告についても、例えば税の話もやらせていただきましたし、おもしろい駐車場の話もやらせていただきました。それを見てどれぐらいおもしろい駐車場の利用証をとりに来てくれたり店の前にコーンを置いてもらったかというような、媒体との関係でチェックというの



はしていませんけれども、そういう意味では、それぞれにおいてそれぞれに  
どういう伝え方がいいのかということをしつかり検討していくということだ  
と思っていますので、例えばそういう政策に対してニーズを持っている方々  
も、それは全然その政策によって違うわけでありますから、そういう方々に  
アプローチもしながら伝えていくということだと思っています。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） 新聞広告も都度都度に応じてやっていただいていますけ  
ど、でも、3月にeモニターをやっていただいていますよね。その中で、  
新聞広告を読んだかという、これは森林づくりのための税ということで出  
していただいたときに対してお答えをいただいていますけど、確かに見た  
という方、9.3%です。1割にも満たない。9.3%でもよく見ていただいた  
なというふうに、逆に私は思いますけど、見たような気がする、読んだよ  
うな気がする、これが33.8%、全く見ていない、読んでいない、これが  
56.9%という数字です。これも数撃ちや当たるの世界ですよ、はっきり申  
し上げて。政策的な広報というのは、少なくとも多くの皆さん方、最大限  
手元に届いて、そして見ていただくチャンスをつくるというのが、やはり  
私は不可欠なものだと思っています。

それで、新聞広報だってパーフェクトじゃありません。自治会経由の配  
布もパーフェクトじゃありません。今の時代に、逆にパーフェクトな配り  
方はないというふうに思っています。ですから、ベースの広報手段を何に  
するかということをしきちんと決めていただいて、そして、それを補完する  
ものをいろんな媒体でフォローしていくというのが、やはり私は政策広報  
の考え方だというふうに思っておりますので、時間がありませんので委員  
会でまた引き続いて議論もさせていただきます。委員会で部長に倍返しさ  
れるのかわかりませんが。

一つ、これだけちょっとお伝えしておきたいです、今ごらんいただいで  
いる方もそうですけど、デジタルテレビで皆さん見ていただいていると思っ  
ていただいたらこれは大きな間違いなので。

三重県はケーブルテレビが普及しておりますので、デジタルに切りかえになった際にも、テレビを買いかえなくても、いわゆるセットトップボックスをお持ちのおうちはそのままアナログテレビでごらんをいただいています。お年寄りで、そんなの、買いかえるのはあれやわ、あるいは最近買ったばかりやでブラウン管のテレビをそのまま使うわという方はそのまま見ていらっしゃいます。それで一度データ放送を見てください。見れたものではありません。ちらちらちらちら、ブラウン管はしますから、文字が追っかけられるようなものではありません。

そういう面でも、やっぱりデータ放送があるから広報紙は配りませんというのはちょっと大きな間違いだというふうに言わせていただいて、ただ、知事のほうも様々な意見を聞いて、これからその意見も真摯に受けとめながら総合的に判断をいただくということですから、その言葉に期待をさせていただきたいというふうに思います。

以上で、二つ目の項目は終わらせていただきます。

時間がなくなってまいりました。

3番目の児童虐待の予防対策に今必要なこと。

実はこれは、昨年11月にNHK総合大阪で放送された、児童虐待、子どもたちをどう守りますかと題したスペシャル番組を見たのがきっかけであります。ごらんいただいた方、執行部の方でいらっしゃいますか。手を挙げてください。いらっしゃらない。NHK総合大阪の放送でしたので、NHK総合名古屋ではやっておりませんでしたので、伊賀の者だけが見たのかもわかりませんが、内容は、30年先、日本の児童虐待対策の30年先を行っているアメリカということで、日米比較をしながらいろんな紹介をいただきました。ちょっといろいろ番組の内容をお話ししたかったんですが、時間がありません。要点だけをお話しさせていただきますが、まず一つ、アメリカでは根が深いということもありますけれども、体制が全然違う。

その中で、番組の中で紹介されたダーラムというまちは23万人の人口なんです、ここの児童相談所にかわるC P Sというところはスタッフが55人い

るんですよ。一次対応の電話スタッフが3人、それを受けて調査するソーシャルワーカーが20人、予防対策だけするスタッフが12人、里親制度を担当するスタッフが15人、養子制度を担当するスタッフが5人、こんな形になっていて、そして、ソーシャルワーカーは1人10件を基準に持つ。10件を基準に持って、45日間で対処方を決定して、1年間経過観察をしていく、こういう話です。

私たちの住んでいる伊賀管内、人口18万人です。児童相談所はわずか10人です。100件以上持つこともあります。テレビの中で出てこられた奈良県の児童相談所の方も、120件を超えるあたりから事案を覚えられない、こんなお話がありました。もちろんこのことについては三重県も重篤な事案が続きましたから、スタッフの増強もしていただきましたし、対策監も置いていただきましたし、そして、また、法的な対応もしていただけるように努力をいただきました。ただ、やっぱり重要なのは、こういう問題が出ると児童相談所の対応が議論になりますけれども、やはり大事なのは病気と一緒に、いかに予防対策をしていくかということに尽きるというふうに思っています。

番組で紹介されていたのは、予防対策としてNPOが活躍をしていました。ダーラム・コネクトというNPOは、6人の看護師さんがダーラムのまちで生まれる3000人から4000人の赤ちゃんの家庭を全部訪問していると。うつや麻薬や児童虐待の予兆が出ていないかスクリーニングをして、リスクが見つければ治療に導いていく。これは、実は今、日本はこんにち赤ちゃん事業という形でやっています。もう一つ出てきたNPOは、ヘルシー・ファミリーズ・ダーラム、これは、低年齢の妊娠、薬物依存、家族に児童虐待の経歴があったり近所と関係性のない閉鎖的な家庭など、虐待につながる可能性のある、いわゆるハイリスク家庭、こういうところを、妊娠時から出産後の子育て期間まで、毎週家庭訪問によって人間関係をつくって、寄り添いのサポートをしていくということが紹介をされていました。人口23万人のまちで、そうしたNPOが約50あるというふうに紹介をされていました。

先ほどもお話ししましたけれども、少し時間がないですが、ちょっと表を

見てください。（パネルを示す）一つ、これは厚生労働省の数字ですけれども、虐待死の年齢ですが、ゼロ歳児が圧倒的に多いです。時間がありませんので次に行きます。（パネルを示す）ゼロ歳児の中でも、月齢で見えていくと、生まれたての赤ん坊、乳児が一番死亡例としては多いということになっています。

こういう状況を見ると、やはり出産前からいかにフォローしていくか、そして、それは、今もいろんな情報を共有していろんな関係機関がいわゆる見守りをする仕組みは随分と市町の中でできてきました。ただ、やっぱりそれは地域によって落差もありますし、なおかつ、このダーラムのNPOのように、いわゆる寄り添い型で、妊娠から出産、子育てまでという流れを全部担っていているというのはなかなか、これはやっぱりNPOでないとできないのかなというふうに感じさせていただきました。

質問の一つは、こういう重篤事案が出る前に予防対策ということで、家庭訪問を中心に寄り添い型の支援ができるNPO等を地域で育てたり、市町とともに支援していくことを、もっと県として取り組んでいただきたい、このことに対して、知事の御所見をいただきたいのと、あわせて、これは虐待が起こってから話ですが、虐待をされた子どもたちへの支援という面で、これはお願いでございます。よく言われる話ですけれども、そうした子どもたちが生活する児童養護施設、それから、グループホーム、里親、それから、最近は里親の大所帯版のようなファミリーホームという制度もできました、こうしたところへの人材支援や財政的支援を県としてもしっかりやっていただきたい。運営費はあるんですけども、初期の設備投資だとか、設置以降の改修費などだとか、ままならない状況を聞きますので、このあたりの支援を県としてもしっかりと考えていただきたい。

以上2点、御所見をいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 児童虐待の未然防止のためのNPO等を活用した寄り添いの支援ということではありますが、時間も余りありませんので少しあれです

が、既に先ほど議員がおっしゃっていただいたダーラムの事例のような、日本でもこんにちは赤ちゃん事業とか市町でやっていただいてまして、そういう中でNPOに一部委託をしていたり、あるいは、母子保健推進員というボランティアの方々が県内には173人おみえなんですけど、そういう地域の方々をお願いをしてやっているというようなケースも既にごぞいますし、また、あと、県としても、虐待が発生した家庭へのその後の支援、再発防止に向けた親支援などにおいて、例えばチャイルドラインというNPOとか、あとは揺さぶられ症候群とかを防止するためのNPOでみつくみえさんとか、幾つかのNPOと連携をさせていただいております。

いずれにしましても、議員がおっしゃったように、本当に定期的にとというか、ちゃんと時期を逃さず、子育てしている家庭、その親子がその地域から孤立しないように、地域において孤立しないように、様々なりソースを活用して支援していくことが重要であるというふうに私も思っていますので、今年度児童相談センターに新設しました市町支援プロジェクトチームを中心に、市町がそういうリソースを活用したり、関係機関と一緒にやっていけるような、そういうような協議を現在も行っているところでありますが、今回教えていただいた海外の事例も参考にしながら、継続した見守りの仕組みについてしっかりと検討していきたいと思っております。

[鳥井隆男健康福祉部子ども・家庭局長登壇]

**○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男）** 児童養護施設等における財政的支援についてお答えをいたします。

平成25年9月1日現在で、社会的養護を必要とする要保護児童は県内に523人ごぞいます。こうした児童養護施設やファミリーホーム等の運営や児童の生活費等に係る経費については児童福祉法による児童入所施設措置費によって賄われているところであります。国と県でほとんど折半してその経費を支弁しているところでごぞいます。

また、施設の創設あるいは整備につきましても、国の交付金を活用しまして、国と県で4分の3の補助を行っております。計画的に整備を促進して

いただいているところです。また、週1回学習支援員を派遣するなどの県の事業もしているところでございます。

平成23年7月に社会的養護の課題と将来像というのが国のほうから出まして、県でも昨年、社会的養護のあり方検討会を設置して今後の方向性を決めたところですが、特に虐待を受けた子どもの、心に傷を持った、そういう児童が増えている中で、児童本人の問題への対応でなくて、家庭の状況とか将来の見通し等も十分に配慮した対応が必要となっております。こうしたことを実践していただく児童養護施設等においては、交代勤務や宿直等の厳しい勤務状況もありまして、児童とのかかわりをしっかりと持っていただくためにも職員体制の充実が必要であると認識をしております。国のほうも職員配置の基準の引き上げについては、現行の小学生以上、児童5.5人に対して1人を、将来児童4人に対して1人にしていくというふうな方向を挙げられておりますので、この措置費の充実が着実に実施されるよう、国にもしっかりと要望をしていきたいというふうに考えております。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） 済みません。つつい県政だよりに熱が入ってしましまして、4番目の時間がなくなりました。またの機会に議論したいと思います。

今日は本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（山本 勝） 46番 貝増吉郎議員。

〔46番 貝増吉郎議員登壇・拍手〕

○46番（貝増吉郎） おはようございます。

今日は9月26日大安、そして、お彼岸さんの明けの日でございますが、それ以上に、昭和34年9月26日午後9時、あの忌まわしい伊勢湾台風が東海地方に大変な被害を出した。東海地区で約5100人弱の方々の方が亡くなった。今朝も、桑名市にある、揖斐川沿いにつくってあります伊勢湾台風不忘碑をお参りさせていただいた。市に問い合わせますと、5年に1回のイベントしかない。大変、年々忘れ去られており、今、これだけ南海トラフ等の大騒ぎ

をしているときに、やっぱり気持ちも新たにそういった認識を持ち、過去の検証も再度しながら頑張っていきたいなと思っております。それとあわせて、先般の台風で亡くなられた方々、あわせて、知事、ちょっと立っていただけないですか。いえ、立っていただけないですか。一緒にちょっと御冥福を祈って合掌させていただきます。ありがとうございます。

今日は、私も自民党の県議会議員として、去年の12月、そして7月の参議院議員選挙、衆参ともに戦いでねじれを解消した、そして、今、安定化に向かう国策の中で、今日の質問の1番と2番は、ジャパン・イズ・バック、日本再興戦略に基づいて、私見を入れながら自分の感じたところを知事はじめ執行部に質問させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、1番目に、三重県水産業の成長産業化についてお伺いさせていただきます。

三重県では、県民力ビジョンにおける農林水産業施策のキーワードにもうかる農林水産業を挙げて、みえフードイノベーションによる商品開発と、首都圏や海外を含めた販路開拓、あるいは総合的な獣害対策や木質バイオマスの利活用、さらには、公共事業を含めた生産基盤整備や農山漁村の防災対策等、これまで以上に積極的な農林水産施策を展開されています。このうち水産業に関しては、平成24年3月に三重県水産業・漁村振興指針を策定し、マネジメント体制、付加価値を生み出す水産業、漁村の活力向上等を3本柱として、様々な取組を進めていただいております。

また、県産水産物の高付加価値化については特に力を入れていただいている分野でもあり、生産者、食品製造業者や流通業者、さらには異業種のものづくり企業や大学等とともに産学官の連携でみえフードイノベーション・プロジェクトを展開するなど新しい取組を進められ、こうした取組の成果もあり、既に伊勢まだいやもちもちマグロ、あるいは先日お披露目のあった伊勢まぐろ等、水産県三重県ならではの新しい商品も生まれております。こうした取組には一層力を入れていただき、オープンが明後日28日に迫っている三

重テラスを通じた首都圏での販路開拓や拡大につながっていただきたいし、さらには、一昨日、24日に我が会派の前野議員が質問された県産農林水産物の輸出拡大に取り組む上で重要なアイテムになるのではと期待をしております。

さて、本県の水産業の振興に関しては、知事は13日の提案説明の中で、秋の政策協議において社会情勢の変化などに対応するため、平成26年度の県政を展開するに当たっての重要課題の一つとして水産業の成長産業化について検討するとともに、この協議結果は平成26年度三重県経営方針に反映させていく予定であると述べられていました。あわせて、平成26年度三重県経営方針（案）については10月に説明させていただき、その後の議論や諸情勢の変化を踏まえ、最終案を平成26年2月定例会議において説明したいとも述べられています。

今日の段階で、県としての水産業の成長産業化に関して具体的にその内容をお聞きする段階ではないということは十二分に認識しています。しかしながら、本県漁業の現状を見たとき、漁獲量は昭和59年時には34万3000トン、平成23年には16万9000トンと半減しておりますし、また、同時に、生産額に至っては、昭和59年は1248億円あったのに、生産額が、平成23年には343億円と、3分の1に減少しております。これに連動するように、漁業経営体数の減少や就業者の高齢化が進み、さらには最近の急速な円高による燃油の高騰で漁業経営に追い打ちをかけるなど、本県漁業に対しての抜本的な対策は待ったなしの状況でもあります。

国の施策に目を向けると、6月に取りまとめられた新たな成長戦略、日本再興戦略において、農林水産業の競争力を強化する観点から、生産現場の強化や需要面の取組、それらをつなぐ6次産業化等を一体的に進めるとともに、経営所得安定対策を適切に見直し、あわせて、農林水産業の多面的機能の発揮を図る取組を進め、新たな直接支払い制度の創設を行う、また、農林水産業を成長産業として、今後10年間で6次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定し、実行に移すことが記されています。



しかしながら、その具体的な取組については、農業については大胆な農地集積や集約化を進めることとし、農業にイノベーションを起こして6次産業化の市場規模を2020年には10倍にすることなどが画策されていますが、一方において水産業に関しては、国産水産物の消費・輸出拡大、適切な資源管理などを通じた収益性の高い持続可能な漁業、養殖業の推進などにより成長産業化を図る旨の記述が中心であり、農業に比べると少し大味な内容になっているようにも見えます。

この点について、日本再興戦略を具現化していただくための今後の政策の方向性を別途国が農林水産業・地域の活力創造プランとして取りまとめる予定であり、10月ごろにはその案が示されてくるとの話も聞こえてきますので近々詳しい内容が明らかになると思うが、漁業者をはじめ水産関係者の皆さんには、大きな期待を持ちつつも少し不安も感じているというのが本音ではないでしょうか。

こうした思いを抱いていた中で、平成26年度の県政を展開するに当たっての重要課題の一つとして水産業の成長産業化について検討するという知事の言葉であり、議員としての立場、あるいは日ごろから伊勢湾地域の漁業者の生の声を聞きながら接している立場からも、大きな関心を抱いたわけでございます。

先ほども申し上げましたが、今日の段階で具体的な内容をお聞きする段階でなく、平成26年度の経営方針の策定や26年度予算編成の過程の中で県当局と十分な議論をしていく必要があると認識はしつつも、少し現時点での当局の考えをお聞かせいただけたらと思っています。

そこで、本県水産業の成長産業化に向けた今後の県施策の展開について、現時点での意気込みをお伺いさせていただきます。

続いて、地域の合意形成ということに関連して、県が策定した三重県水産業・漁村振興指針に基づく取組の目的の一つとして、地域水産業・漁村振興計画についてお伺いをさせていただきます。

地域水産業・漁村振興計画は、漁業の指導力、実行力の強化を目的とした

県1漁協合併の推進と並んで、三重県の水産業、漁村のマネジメント体制を確立していくための重要な取組であり、将来の県1漁協合併もにらんで、およそ漁協の支所単位ぐらいを想定して、漁業者や漁業関係者が地域の水産業や漁村の活性化に向け、現状や課題を分析し、自分たちが実行していくべき内容を将来プランとして定めるものだと理解しています。

私は県1漁協合併を進めていく上でも、県で1本になるので地域の独自性や特殊性がなくなってもよいということではなく、地域のよいところや地域同士が競い合ってお互いによいものになっていくんだという気持ちが大切であるし、そのためにも、この地域水産業・漁村振興計画づくりに、今、しっかりと取り組んでいくことが大切であると思っています。

県1漁協合併については、早期合併に向けた関係者の合意形成に少し課題があるので少し合併期日を先延ばしするという話も聞こえてきていますが、そんな状況の中でも地域水産業・漁村振興計画の取組は着実に推進していきたい。

そこで、お伺いさせていただきますが、地域水産業・漁村振興計画の推進・進捗状況やその成果、あるいは、また、今後の展開方法についてもあわせてお伺いをさせていただきます。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 大きく2点、御質問をいただきました。

まず、三重県水産業の成長産業化に向けて、今後の施策展開についてどう取り組むのかということについてお答えしたいと思います。

水産業を取り巻く環境ですが、高齢化による担い手の不足であるとか魚価の低迷、燃油等生産コストの上昇などにより、厳しい状況にございます。そのため県では、今、議員がおっしゃられたように、平成23年度に三重県水産業・漁村振興指針というのを策定いたしましたして、もうかる水産業の実現に向けて、漁業の活性化に係る各種施策を展開しているというところでございます。

これまでですが、地域水産業・漁村振興計画の策定とその実現に向けた漁業者等の取組に対する支援、また、養殖マダイの餌にかんきつ類等を添加し

た伊勢まだいなど、みえフードイノベーション・ネットワークによる新商品の開発や生産体制の強化、また、販路の確立、それと、ナノアイスなど新たな冷蔵保存技術を核とした水産物の流通体制の構築、さらに、担い手確保のための新たな仕組みとして、漁師塾のカリキュラムを拡充したり、開設地域の拡大という、こういうふうな取組について、関係市町であるとか漁業関係団体等と連携して進めているところです。

その一方で、現在、TPP交渉への参加をはじめ、円安の進行などによる燃油、飼料等の高騰、それと、今おっしゃられた国の新たな成長戦略による水産物の輸出の促進、こういう新たな社会情勢も変化してきております。こういう中で、漁業であるとか養殖業の担い手の減少が進みまして、地域の中核となる経営体が不足しているような人の面、それと、漁業の資源管理や養殖業の計画生産による効率的なコスト削減が必要となっているなど資源管理の面と、それと、輸出に対応した生産体制であるとか、インターネットを活用した直販など、新しい流通体制の整備が求められている、こういう流通の面、こういう三つの課題に対応していくということが急務だと考えております。

このため、今後、人、資源、流通の三つの分野に着眼して新たな情勢変化に対応した取組を進めることで三重県水産業の競争力を強化して成長を促していくということが重要だと考えております。

今の段階での具体的なところなんです、市町であるとか漁業関係団体等とも連携をしながら、人の面については本県漁業の担い手対策の協議会のような組織を設置し、そこで多様な担い手の確保、育成に取り組んでいきたいと、一つは考えております。

次に、資源については、水産物の計画生産に向けた体制整備であるとか海女漁業の振興などに取り組むということなどで漁業収入の向上というふうに取り組んでいきたいと思っています。

さらに、流通の面ですが、輸出に対応した水産物の流通体制についての検討であるとか、美容や健康や教育面など、こういう視点を入れた魚食普及活

動、こういう推進にも取り組んでいきたいというふうを考えております。

これまでに取り組んでまいりました漁業活性化の施策の着実な推進に加えまして、今申しあげましたような新しい取組を展開することによりまして水産の成長産業化を進め、もうかる水産業の実現につなげていきたいと考えております。

次に、地域水産業・漁村振興計画の進捗状況と今後の展開についてということでお答えしたいと思います。

地域水産業・漁村振興計画につきましては、各農林水産事務所の水産業普及指導員が中心になりまして、関係市町や漁業関係団体と連携しまして、地域の漁業者等による計画の策定とその実践に対する支援を進めているところです。平成24年度までに13の漁村において、地域の特色を生かした計画が策定されているところです。

これまでに策定された13地区の取組を幾つか御紹介いたしますと、桑名市のほうでは、漁業環境の維持であるとか資源管理による地域資源の活用に向けて、桑名を中心とした木曾三川で資源管理を推進するとともに、漁獲したシジミを使ってしじみ味噌煮込みうどんを開発し、地域の交流施設はまぐりプラザで販売するような取組を進めていることがあります。

また、津市のほうでは水産物の付加価値向上とか販路拡大に向けまして、伊勢湾で多くとれるカタクチイワシと津ぎょうざのコラボレーションによる白塚ぎょうざを開発し、イベントで販売するような取組をしております。

鳥羽市のほうでは、未利用資源の活用等による漁業者の副収入確保に向けて、鳥羽地域の未利用海藻アカモクの機能性に着目してゆで刻みアカモクという商品をつくり、朝市や旅館などで販売するようなことをしております。

尾鷲市のほうでは、水産物の知名度向上に向けて、尾鷲特産の養殖魚尾鷲マハタのブランド化の確立とイベントでの試食を通じたPRと、こういうことをしております。

こういう新たな視点から、地域の身近な資源の特徴を生かした商品づくりの芽も幾つか出てきているところです。

今後は地域資源の商品化を目指した試作品の製作であるとか販路開拓などを県として支援させていただくとともに、これらの取組の情報を漁協や関係市町と共有し、漁村地域の意欲醸成を図っていくことにより、毎年10地区で新たな計画というのを目標にして取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔46番 貝増吉郎議員登壇〕

○46番（貝増吉郎） 部長の意気込みを語っていただこうと思ったんですけども、過去の実績の羅列でございました。そんな中で、担い手対策協議会をつくっていく、毎年10カ所ぐらいと。これについてでも、今、漁師塾なんかもやっていますけれども、その中で、やっぱり漁村というのは閉鎖性が大変強い面もある。それと、また、三重県は南北に広く長く、内湾と外湾との違いも出てくると。そうしたときに、地域としっかりと意見交換しながら意見を吸収し、それを県庁を通じてどのように漁村づくりに反映させていただけるかと。

私は桑名市ですけれども、桑名関係の漁業については昔から、四日市市に何でできやんのやろうと、担当員をと、ということだと津市になっちゃうと。そういったことを考えたとき、これは、内湾のほうは単黒で、みんな一生懸命頑張って利益を出されている。しかし、日々の成長戦略を考えたときに、近くにそういうベースキャンプがあって、時間の無駄、ロス、あるいは相互理解のもとに地域活性化のために頑張っていけるということも、私はこういった施策の中では十二分に、今後の人事を含めた施策展開をもう一歩前へ進んでいただきたい。そういったことを含めて、酌み取っていただいて答えをしていただいたらよかったなと思うんですが、その点は、部長、いかがですか。

○農林水産部長（橋爪彰男） 今、議員がおっしゃられたように、地域ごとにいろんな取組の差というのはあると思います。伊勢湾の例とかおっしゃられたんですけども、先ほど申し上げた桑名市の赤須賀漁協などのほうでは、担い手の対策についてもかなり、資源管理とかも含めながらうまく後継者の

育成とかもやられておりますし、そうでない地域もたくさんありますので、一方で、先ほどちょっと紹介させていただいた漁師塾、それぞれの漁村の特徴を生かして漁師塾の取組を入れながら、新しい後継者を入れてくるような取組をしたいと思っております。

先ほど、今後の取組の中で、担い手対策としていろんな市町であるとか漁業関係者等とも意見交換させていただき、協議会のような組織をつくりながら、今、やはり漁村は閉鎖性があるとも言われておりますので、そういう外からの人材を受けるようなところもなかなかできていないところもありますので、そういう部分、地域の事情を踏まえながらいろいろ検討をしていきたいなと思っております。

〔46番 貝増吉郎議員登壇〕

○46番（貝増吉郎） 部長、どうも。

やっぱり水産業は、大変広く大きな傘下の中で皆さん動かれている。昔から合併したときに、漁協の整備をしたらどうやと、ここは本部基地やと、ここは船だまりやと、ここはもう使っていないと、いろんなことをしながら地域と一体となって再整備をし、ある予算を最大限度、あるいは無駄のない、そして、地域が元気づける、そういう展開をこれからも引き続きやっていただけたらと思います。

おかげさまで我が桑名市の赤須賀漁協は、若手もどんどんどんどん入り、みんな笑顔でしっかりと頑張ってくれていると。資源管理のほうも県の指導でいい形で進んでいますし、引き続きそういった、近くに人員を置いていただいたらもう一つうれしいんですが、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、二つ目に入ります。

中小企業等における産業人材の育成確保についてお伺いさせていただきます。

日本再興戦略の中で、「全国420万の中小企業・小規模事業者、地域に広がるヒト、モノ、コミュニティといった経営資源は、日本の製造業の復活を支え、付加価値の高いサービス産業の源泉であり、世界に誇るべき産業基盤

である。こうした産業基盤の革新が、地域経済を再生させ、我が国の国際競争力を底上げすることにつながる。」とし、中小企業等の振興も成長戦略の大きな重要な柱の一つとして位置づけられています。

私は、中小企業などに焦点を当てた取組こそが地域経済を再生させ、国の国際競争力の底上げにもつながるといふ政府の認識は大変重要だと思っています。ですから、地域、とりわけ産業施策においても、やはり中小企業などを重要な柱として取り組んでいただきたいと思っています。

さて、その中でも、中小企業等においては経済資源が少なく、そして脆弱であることも考えると、産業人材の育成確保という中小企業などが独自に取り組んでいくことが困難である課題について、行政をはじめ関係者でしっかりと取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

特に、今後グローバル化が進展する中で、地域の中小企業でさえ、新事業への展開など、新たな挑戦が求められていくことと認識しています。その際、一番ネックとなることは何でしょうか。

少しここで、今年の中小企業白書のデータを紹介させていただきます。

中小企業白書によれば、新事業展開を実施した企業が直面した課題を規模別に比較してみると、中小企業では、1位に新事業を担う人材の確保が困難である、2番目に、新事業経営に関する知識、ノウハウの不足と、この二つが上位を占めています。また、これは、製造業のみならず全ての業種で上位を占めており、業種を問わず共通の課題でもあることがわかっています。この例を踏まえても、やはり今後中小企業などの産業人材の育成確保が重要な課題であることがうかがえます。

先ほど御紹介しました国の成長戦略においても、アクションプランの中で、「雇用制度改革・人材力の強化」という大きな柱で人材の育成確保の取組方向が取りまとめられています。例えば、能力開発など、人材育成を含めた労働移動支援型への政策転換に始まり、女性や若者、高齢者といった潜在的な労働力の労働市場への参入などが盛り込まれています。そして、グローバル化を強く意識した人材育成に取り組んでいくことが必要だとも記述されてい

ます。

言うまでもなく、知事が昨年取りまとめられたみえ産業振興戦略においても、人づくりは政策の根幹をなしていると言ってもよいのではないのでしょうか。ものづくりは人づくりという戦略策定委員からの発言もありました。産業政策が人づくりに強くつながっているものとして、行政が産業界と教育関係のハブとなって、産業界への人材供給や産業技術人材の育成に取り組んでいくこととしています。

さて、県の産業戦略においても人づくりは重要な柱と捉えていますので、先ほど御紹介した国の取組方向も踏まえて、特に中小企業などの産業人材の育成確保にしっかりと取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、お伺いしますが、経済のグローバル化などが進展する中、今後、中小企業等における産業人材の育成確保がこれまで以上により大きな課題となってくると思いますが、県の認識、そして、今後の取組方法をお伺いいたします。

あわせて、国の成長戦略が6月に取りまとめられた、その前の、直前の5月には、我が自民党の中小企業・小規模事業者政策調査会が現場の声を中心とした中小企業・小規模事業者成長プランを取りまとめ、政府へ提言をされています。このプランの主な政策提言が政府の成長戦略の中小企業などの息吹を吹き込んだと言っても過言ではないのではないのでしょうか。そこでもやはり、中小企業などの産業人材について政策提言されています。魅力ある中小企業・小規模事業者の人材獲得・育成という項目があり、そこには次のような記述があります。「いかなる産業人材が各地域で必要とされているかを見きわめた上で、経済産業局、都道府県、市町村といった行政や、地域の高専や大学、中小企業団体などが一体となって就職後の人材育成強化を一体的に行う総合的な戦略」が必要との提言も行われています。

従来のような雇用維持政策、あるいは、また、単発的なインターンシップというものを個別個別で何のつながりもなく行うよりも、まさにこのような取組こそ地域で挑戦していくことで産業人材の育成確保を实のあるものにし



ていくのではないのでしょうか。

そこで、お伺いいたしますが、中小企業などの産業人材の育成について、行政に加え、地域の大学、商工団体など、地域ぐるみの人材育成支援に加え、その取組を中小企業へとつなげていく就労支援など、戦略的なプロジェクトも実施していくべきだと考えますが、県の認識、あるいは具体的な取組をお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 中小企業等における産業人材の育成確保についての県の認識と今後の取組方向ということでございます。

経済のグローバル化が進展し、我が国において人口減少社会が到来する中、国内産業の海外生産比率は、国際協力銀行の調査によると、全業種では平成13年度の24.6%から平成24年度実績見込みで32.6%と上昇しており、平成27年度には37.7%にまで上昇する見込みです。なお、主要産業である電機・電子では50.6%、自動車産業では41.8%にまで海外生産比率が達するとの推定もあり、今後ますます産業構造が大きく転換していくものと認識しています。その意味では、地域の中小企業がこのような社会経済情勢の変化を生き抜くために、知恵を活用し、新たな取組を進めていくことも求められており、そのキーとなるものが企業を支える産業人材だと考えています。

本県では昨年7月にみえ産業振興戦略を策定したところではありますが、その策定に向けた5000社アンケートの実施や企業現場の訪問、経営者の方々の議論の中から浮かんできた中小企業の求める産業人材像は多種多様です。例えば、技術・開発力の中核となる技術力に裏づけられた勘のある人材、自発的な探究心を備えた人材、さらに、会社の組織力を高める源となる社内の雰囲気明るくしてくれる人材などが必要との御意見をいただいております。多種多様な人材の育成が中小企業には求められていると認識しています。

このような認識を踏まえ、今年度下半期からは産業人材育成を強く意識し、産業政策と一体となった戦略産業雇用創造プロジェクトに取り組んでいくこととしています。例えば、雇用拡大に向けた地域の環境整備、中小企業の新

分野展開、事業拡大、産業人材の育成確保を総合的に実施するなど、産業構造の転換に対応した人材育成に取り組んでまいります。

また、先般訪問したアメリカのサウスシアトル・コミュニティカレッジ、SSCCといいますが、では数年前から、航空機産業の人材不足に対応するべく人材を育成し企業へ就職させていくという取組を実践し、効果を上げています。これは、SSCCの強みである航空機などをはじめ、幅広い産業の実務者養成カリキュラムを目指しているものであり、今後、本県の産業人材カリキュラムとの連携を模索してまいります。

これらの取組については、地域の自治体に加え、産業界、商工団体、そして教育研究機関など、多くの関係者と連携して進めていくことが必要だと考えており、今後早急にみえ戦略産業雇用創造プロジェクト推進協議会（仮称）を設置し、事業の詳細を検討した上で、魅力ある中小企業等の人材の育成確保に取り組んでまいりたいと考えています。

また、現在、有識者等を交えて三重県中小企業振興条例（仮称）の検討を開始したところでありますが、委員の皆様からは、人という重要な経営資源にこそ着目し、中小企業の成長を促進すべきとの議論をいただいております。例えば、中小企業の経営者には広い視野を持って物事を考える視点が重要であり、世界を見て知ってもらうことが必要、企業の人材を再教育し、必要とする企業に再配置する人材の流動化を進めていくためにも、求職情報の把握、人材が流動できるネットワークづくりなどが必要、サービス産業では接客することが主体であり、多くは接客する人に委ねられることから、すぐれた人材の育成確保こそが生産性向上に結びつくなどの御意見をいただいております。

今後は、このような御意見を三重県中小企業振興条例（仮称）へ反映していく、その作業を進めてまいりたいと考えております。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 私のほうから、地域ぐるみでの人材育成支援ということと、戦略的なプロジェクトの具体的な取組方向について御答弁申し

上げます。

中小企業の人材確保につきましては、これまでも長期インターンシップなどの取組を進めてまいりました。これに加え、本年度から厚生労働省では、地域の産業構造などの特性に応じて地域の産業政策のあり方を見直し、それと一体となった地域の自主的な雇用創造の取組を支援することを目的に、戦略産業雇用創造プロジェクト補助金が創設をされました。本県では、この新制度を活用するため、自動車関連産業での事業計画を立案いたしまして、7月に採択を受けたところでございます。

自動車関連産業は、二、三万点に上る自動車部品製造技術や次世代技術など、関連する産業が多岐にわたるため、輸送用機械器具製造業だけでなく、プラスチック製品製造業、金属製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、繊維工業が該当をいたします。平成22年の製造品出荷額で見ますと、これら5業種の出荷額は県全体で52.4%を占め、県の主要産業となっております。このプロジェクトでは、自動車関連産業における海外生産の増加等、今後の産業構造の転換に応じた人材育成に取り組んでまいります。

当プロジェクトでは、大手を含む民間企業、大学等研究機関、商工団体、金融機関及び中部経済産業局、三重労働局の国の機関で構成されるプロジェクト推進協議会を立ち上げ、この協議会を事業実施主体として、民間企業等のニーズに応じた事業を推進してまいりたいと考えております。

具体的な取組内容としましては、地域の関係者のネットワーク構築、地域の人材ニーズの把握、人材確保のための取組など、地域で雇用が創造されやすい環境を整える地域マネジメント強化メニュー、新規事業、新分野への進出、研究開発等による事業の拡大など、地域の雇用機会の拡大を図る事業主向け雇用拡大支援メニュー、地域の人材ニーズを踏まえた人材育成等を実施し、地域の雇用につなげる求職者向け人材育成メニューなどに取り組み、県内中小企業における人材の技術開発力や営業力の向上を目指しながら、中長期的な視点でのしっかりとした雇用につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

〔46番 貝増吉郎議員登壇〕

○46番（貝増吉郎） 知事のホームグラウンドの話でございますので、知事になってから新たな取組として、そして時代の先端を走っているという面もありますけれども、雇用施策の中では、三重県内では、幾らアベノミクスがしっかりと走り出したといってもまだまだ時間のかかる問題。国でも成長戦略の中で、あるいは先般の日本経済新聞にも載ってございましたけど、中小企業の革新が再生の鍵だと言っている。しかし、これと一体となって、国、県が県民のためにいい施策を持っていけると、そういう形をしっかりと、私は若きエリートの集団である雇用経済部の職員なんかも、あるいは部外の方々でも、しっかりと知事は知恵を吸収していただき、それに基づいての発信をこれからも続けていただきたい。

去年、私はこの質問の場所において、中小企業振興条例を一日も早くと言った。今、先ほど知事においては、各会合を頻繁に開催し、そして、知恵の吸収をしていると。時間がかかってもというわけではないですけれども、そういったことを踏まえた、しっかりとした、中小企業ほど地域を支える、そして国を支える原動力であるという認識。今ここでエンジンがとまってしまいますと、みんな海外へ行ってしまうと、本当に中小企業の能力はどこへ消えてしまうだろうと。生活の糧がなくなるだけでなく、技術、たくみが消えてしまうという、そういった心配事もあります。それを支える、あるいは県民の生活を支えるのも県庁でございますもので、そういったことを広く強く思いの中に実践していただけたら幸いと思っております。

それでは、三つ目、これは本当に地元関連のことでございますものでさっぱりといかせていただきます。

平成9年に桑名市の隣の東員インターの起工式があった。あるいは、また、先般9月15日には、いなべ市大安インター付近において、東海環状自動車道の着工式が行われた。本年度からいよいよ本格的に工事着工されることは、地元いなべをはじめ我々北勢地域にとっては飛躍の再スタート地点に立った気持ちでございます。また、同時に、広域的な効果として、例えば中部圏に

直下型地震が、あるいは南海トラフ巨大地震が発生したときなど、救助や復興を担う大きな存在にもなっていくのではないのでしょうか。

平成17年3月に開通した東回り工区を見ても、工場誘致や地域の活性化にどれほど寄与されているものか。このような状況を鑑みたとき、現在の状況や、あるいは今後の県の取組についてお伺いをさせていただくと。

そして、2点目に、地元の桑名市の心臓部の道路、国道1号にかかる伊勢大橋について少しお話を伺います。

昨年暮れ、自民党安倍内閣が発足し、早速アベノミクス効果というか、国土交通省で国道1号伊勢大橋かけかえに伴う関連予算として12億円が計上されています。ひとえに、自民、公明の連立内閣がいかに関西のことを思い、施策実行のために頑張っているかのあらわれではないのでしょうか。木曾三川のうち揖斐・長良川にかかる、中部と関西をつなぐ重要な橋であるとともに、地域にとっては桑名市と旧長島町を結ぶ生活道路でもあります。昭和9年、当時の日本一の最大級の橋として建設された橋も、もう既に79年という長い年月がたってきています。

私は、現在進められているかけかえと、かけかえとあわせた東部拡幅事業には、大きく二つの効果があると思っています。一つは広域的な渋滞の緩和、もう一つは地域の利用者の安全確保であります。伊勢大橋は三重の北の玄関口であり、国道23号や東名阪自動車道と結ぶ木曾三川を渡る国道1号が交差する中堤や県道桑名東員線との交差点を拡幅することで渋滞が減り、ものづくりを支える北勢地区の発展に寄与される橋でございます。また、老朽橋をかけかえることで、地域や利用者にとっても安全で安心を与えてくれます。

そこで、お伺いしますが、現在の状況と今後の見込みについてお答えをください。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（土井英尚） 東海環状自動車道と伊勢大橋のかけかえの現在の進捗状況と今後の見込みということで答弁させていただきます。

東海環状自動車道の三重県区間約23キロメートルにつきましては、平成2年度に四日市北ジャンクションから北勢インターまでが事業化されて以来、国において鋭意事業が進められているところでございます。

具体的には、四日市北ジャンクションから東員インター間については平成27年度の開通を目指し工事や用地取得が進められ、今年度より橋梁の上部工事に着手すると聞いております。また、その先の東員インターから岐阜県境間につきましては、平成32年度の開通を目指して、そのうち東員インターから北勢インター間は用地取得をほぼ完了し、この9月15日にはいなべ市内本体工事着工式がとり行われたところであり、今年度より改良工事や橋梁下部工事に着手すると聞いております。さらに、北側の北勢インターから岐阜県境までの区間におきましては、今年度より用地買収に着手すると聞いております。

引き続き、早期の全線供用を目指し、岐阜県、愛知県や沿線市町とともに連携協力を密にしながら、国や中日本高速道路株式会社等に対して強く働きかけてまいります。

次に、揖斐川及び長良川にかかる伊勢大橋のかけかえは、渋滞緩和、交通安全確保を目的に計画された約3.9キロメートルの4車線拡幅事業である国道1号桑名東部拡幅事業の一環として行われているものでございます。現在の伊勢大橋は昭和9年竣工ということで老朽化が著しく、河川の計画高水位より低い箇所があることからかさ上げの必要があり、かけかえを行うものであります。このため、桑名東部拡幅事業のうち、伊勢大橋かけかえ関連区間約2.1キロメートルについて、当面暫定2車線で既設橋梁の下流にかけかえることとして、重点的に事業が進められております。

具体的には、これまでに、かけかえに必要な用地取得や橋梁詳細設計が完了しています。今年度は昨年度に引き続き補償調査などを行うとともに、取りつけ道路部の改良工事に新たに着手すると聞いております。

引き続き、1日でも早い着工に向けて、あらゆる機会を捉えて国に対し強く働きかけてまいります。

以上でございます。

〔46番 貝増吉郎議員登壇〕

○46番（貝増吉郎） 部長、肅々と国も真剣に動き出していただいた。そんな中で、伊勢大橋というのはかさ上げが必要だということは十二分承知していると。2005年に起こったアメリカのハリケーン・カトリーナ級の再来を想定してかさ上げをしなければならぬと、これは昔から国土交通省内部では大きな話題となって、天下の国道1号の伊勢大橋をそのようにまずやらなければと、そういう前提のもとで進んできているわけでございますけれども、今のままでいきますと、大規模な洪水や高潮が来たとき、国土交通省推定では5万1300人の桑名市民が被害に遭う、人口約15万人弱の桑名市で3分の1が被害に遭うと。これは、いろんな災害を想定、想定ばかりでは意味がないですけれども、そういったシミュレーションの中の数字も出ているという前提で、県も関連工事をあわせて一緒に取り組んでいただきたいと思っております。

それにあわせて防災面では、地元桑名市では、今おかげさまで、伊勢湾に面した長島海岸、順調に工事もしていただいている。そして、あわせて、今年の調査費用も含めて来年から本格工事に入っていただくであろう城南海岸、これもやっぱり、伊勢大橋とあわせて、桑名市民にとっても、北勢地域の方々にとっては大きな命綱の一つでございます。こういったことを含めて、城南海岸の計画、予定、別に前倒しをしてほしいという気持ちはいっぱいあるんですけれども、そういうわけにはいかない面もある。しかし、この城南海岸の事業展開についての説明があれば、部長のほうからお願いをいたします。

○県土整備部長（土井英尚） 城南海岸の整備ということでお答えしたいと思います。

城南地区海岸の堤防は平成19年度に耐震調査を実施しておりまして、その結果、地震時の地盤の液状化による沈下や倒壊の危険性があるということから、対策が必要と判断しております。このことから、まずは海に面した800

メーター、全体の海岸は2.5キロメートルあるわけですが、そのうち800メーターの区間につきまして、平成24年度に測量、基本設計に着手し、今年度は詳細設計を行うとともに、来年度、平成26年度からの工事着手に向けて地元関係者や漁業協同組合との調整を進めているところです。

今後とも、早期着工、早期完成に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

〔46番 貝増吉郎議員登壇〕

**○46番（貝増吉郎）** 本当に、県南部では国でやっておる事業が命の道であれば、我々伊勢湾内部の地域にとっては命の堤防になります。そういったことを踏まえながら、ひとつよろしくをお願いします。

今日の質問を踏まえて、知事に一、二点、ちょっと確認をしたいんです。連日新聞を見ていると載らない日はないというぐらい知事の大活躍が載っているんですけども、そんな中で、先般来、14日の志摩市の畔志賀地区の漁師村での若手研修漁師との意見交換会、すごいやんかトークでしたかね、そこで、漁師塾の塾生のほうから本音で、浜値は安いし、就業当初の収入は低いし、何とかしてくださいよと言われたとき、知事は来年度何とかしようと言われた。あるいは、また、先般の台風18号で伊賀地区がやられたとき、すり合わせ、張りつけ、そういう工事をしてきたことを認めますということも新聞紙上に載っております。

この件については、昭和51年に激甚災害特別法案が国で認可されたときに、大変各地域、日本国土にとっては喜ばしい国の施策事業であると拍手喝采が起こった。しかし、近年の災害を見ていると、時々国土交通省へ行って意見交換をさせていただくんですが、保全課においても、もう激甚災害特別法案だけで対応する時代ではないのではないですかと。激甚災害特別法案というのはもとに戻すという施策でございまして。だから知事のようなコメントが出てくると思うんです。やっぱり歯を一本抜けば、両サイドが弱ってくると。

しかし、その沿線、河川、道路にしてだつて、その沿線を見たときに、どこか弱いところは放っておけないなと、それを予算の都合で部分部分だけ早



急に国が全力を挙げて応援するから早う直せということをやっ、地域住民は安心して、それでするんですけども、長い目を見たときに、また同じような災害が起こってくる、今度は隣で出てくると。

こういったことの抜本対策をするためには、国がまだ首を縦に振ってくれませんものであれなんですけれども、県独自のそういったプラスアルファの見直し施策というのはこれからの時代、本当に真剣に考えていかなければと。そのためには、知事の発言が新聞に載って反響がどうあるかは別として、私は思い切った発言をされたなと感心したわけでございます。

そういったことを含めて、水産業のこと、あるいは道路災害関連のこと、知事がどういった気持ちでその場その場で発言されてきたか。あるいは、これから始まる平成26年度の、今日もこの議会が終わったら部長会議があると、来年度予算に向けての発信をしなければならないと、意見調整をしなければならないと、そういう会議の冒頭になるんですが、知事の思いを、あるいは県民を助けてあげようという思いを述べていただけましたら幸いです。よろしくお願いいたします。

○知事（鈴木英敬） まず、今、貝増議員から水産業のことがありました。来年度、水産業に力を入れたいということを畔志賀の皆さんとのお話の中で申し上げたわけでありますが、その思いとしては、特に水産業、おおむね専業経営の方が多いということは、水産業自体が落ち込んでしまうと働く場も収入もなくなってしまうというようなこと。あとは、TPPの今の話もある。アメリカやカナダとかは漁業補助金もやめてしまえというような主張をしている人たちもいる、大変危機的な状況。あとは、為替変動とか燃油の上昇で、生産コストの中の燃油に占める割合が非常に高い。これから思いっきり為替が改善していくとか、燃油が改善していくとか、そういうことは考えられないことから、今、手を打たないと、コスト構造に手を打たないといけないということ。それから、一方で、先ほど議員も紹介していただいたもちもちマグロのような、あれはナノアイスというのを使っているわけなんです、その保存冷凍技術とか輸送技術において、県内のものづくり企業のチャンスに

もつながる部分が水産業にはたくさんあるんじゃないか。そういうような、今、以上申し上げたような問題意識の中から、今、手を打たないといけないんじゃないかということで、特に来年度、そういう水産業に力を入れたいと、そういう思いで、それをやるからには現場の皆さんの思いも聞かなあかんとということで、畔志賀、すごいやんかトークというんですけど、行かせていただきました。その翌週には明和町の大淀へ行って、県議会議員の方も3人来ていただいたんですけども、いろいろお話を聞きました。そういう御意見を反映した上で、これからまた内部でもしっかり議論をして、あと、また、議会にも御提示をさせていただいて御意見を賜って、水産業が元気になるように頑張っていきたいと思います。

それから、災害の点については、継ぎはぎ対応ということを行ったことが幾つか報道されたんですが、その真意は、一般的な河川の整備であれば計画を決めて順次やっていくわけでありましてけれども、まさに議員のおっしゃっていただいたように、災害復旧事業だと災害のここの原形復旧だけやって、その横に老朽化しているものがあったとしても予算の関係や事業の関係でそれはできない。どうしてもその地域の人たちから見たら、そんなの、その隣をやるんやったらこっちも一緒にやるとか、どうしても継ぎはぎに見えてしまう。あるいは治水の関係なんかでも、やっぱり上流、下流の安全度を見ながら、そのバランスをとって工事をしていくわけですけども、住民の方から見ればそれも何か継ぎはぎのように見えてくるというようなことで、やはりそういうようなことが否めないというのは、私自身も県内を回らせていただいて、県民の皆さんの声としてそういうふうにも感じているところであります。

あわせて、先ほど、くしくも冒頭に議員がおっしゃっていただいたように、本日、伊勢湾台風からということがありました。本当に50年以上たつ老朽化施設が県内に多々あるというようなことも含めて、先ほど北川議員の質問の中で、うちの土井部長のほうから、県管理区間を全部点検するという話も申し上げさせていただいたと思うんですが、そういう公共土木施設の維持管理、

老朽化という部分についても、やはり今、対策を、優先順位をつけてでありますけれどもとっていかないといけない。そういう思いで、ああいう継ぎはぎ対応ということから、来年度そういうのに力を入れていきたいと、そんな思いでありました。

いずれにしましても、先ほどの水産と同様で、しっかり部内というか庁内で議論をさせていただいて、また、議会にも提示をさせていただいて、県民の皆さんの声を代弁する議会の皆さんから御意見賜って、ブラッシュアップして来年度につなげていきたい、そのように思います。

〔46番 貝増吉郎議員登壇〕

○46番（貝増吉郎） いいですね、知事の答弁はさすがしくて。この声を聞いた我々議員よりも、農林水産部長、県土整備部長、今晚からの会合で、知事の言葉を錦の御旗として、予算取り、要望に頑張してほしいなと思います、議会も応援しておりますから。

実は今日は、全ての質問には「『愛』を！」と入れさせていただいた。なぜ愛だと。「愛」というのは「めぐみ」と読むんですよ。ということは、我々、知事はじめ執行部の皆さん、そして県議会議員というのは、県民から負託されている。そして、税金で賄っている。全て賄わなければならない。そういったときに、県民生活、一番大きいのは命と財産を守るのが我々の仕事であると。そういったときに、愛ということで書いた、県民に幸せを恵んであげ、そのための施策を一生懸命頑張るとい、お互いに叱咤をしながら頑張っていくという意味で、「『愛』を！」というテーマにさせていただきました。

これから予算編成に向けて大いに期待もさせていただきますし、要望もさせていただきますけれども、県民生活向上のために頑張っていたきたい。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（山本 勝） 暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

---

午後1時1分開議

開 議

○副議長（前田剛志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（前田剛志） 県政に対する質問を継続いたします。26番 後藤健一議員。

〔26番 後藤健一議員登壇・拍手〕

○26番（後藤健一） 失礼をいたします。松阪市選出、新政みえの後藤健一でございます。

今年の夏は例年になく暑い日が続きました。その暑い夏の終わりを告げるかのように、台風がからっとした空気を持ってきたのかなど。今朝も随分と過ごしやすいといえますか、そういう気温だったと感じておるところでございます。

この28日には、かつて松阪商人の江戸店のありましたゆかりの地であります日本橋に三重テラスがオープンいたします。一昨日の地元の新聞にも記事が載っております、21日の内覧会の様子でございました。1000点の県産品の中に松阪木綿や松阪肉のしぐれ煮なども並んでいるということで、オープンを楽しみにしているところでございます。

今回2期目、3回目の一般質問となります。議長のお許しをいただきました。県民を代表して、知事の基本的な考え方も含めまして何点か質問をさせていただきますと思います。

それでは、通告に従いまして、順次質問をいたします。

まず、誰もが平和に暮らせる社会の実現に向けて、2点にわたって知事のお考えを聞かせていただこうと思います。

一つは歴史認識ということでございますが、中国や韓国などに対する侵略戦争、植民地的支配、そして従軍慰安婦の問題についてどのように考えてみえるのか、そして、また、集団的自衛権の行使について、安倍政権が今、その行使に向けた動きをとってみえます。そのことについてどのように考えてみえるのか、質問したいと思います。

去る9月15日、松阪市内の飯南地区での、いわゆるサロンへお邪魔しました。十数人ほどの高齢者の方が月1回集まって交流されております。話が弾み、参議院議員選挙から安倍政権の憲法改正や集団的自衛権の話になっていきました。1人の年配の女性の方が、先生は集団的自衛権についてどう思っておるのという質問をされました。私は反対しておりますと答えました。

その方は、私も反対です、私は戦前生まれ、戦争を経験してきました、だから反対ですときっぱり言われました。また、今、国の政治家の人は戦争を経験してきているのですか、戦争を経験してきた人ならそんなことは言わないはずですよと厳しい口調でございました。

戦後68年、その間日本は一度も戦争も紛争もせず、自衛隊も人道的支援に徹し一人の戦死者も出すことなく、また、殺すこともなく、平和国家として繁栄してきたところでございます。紛れもなく日本国憲法のもと、平和主義、立憲主義によって、とりわけ第9条によって平和を守り続けてきたと言えます。

国民の権利を時の権力者から守るための憲法を、今、変えようとする動きが強まっています。主権者たる国民の自由と権利に制限を加えようとする動きであり、第9条を変えて戦前のように、再び戦争ができる国、外国に侵出できる国に変えようとするものと言わざるを得ません。

私は松阪9条の会の一員として、思想、信条、立場の違いを超えて、平和憲法、とりわけ第9条を守り、9条を生かす運動を仲間とともに続けております。また、御存じのことと思いますが、憲法第99条には、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」という条文がございます。知事も御存じのように、私ど

も議員も憲法の尊重、擁護の義務を負っているということになります。

昨年末の衆議院議員選挙の結果、憲法を変えようという勢力が3分の2を超えました。その結果、参議院議員選挙を前に、この論議、にわかに憲法改正が争点となりそうな勢いでした。ただ、世論調査の動向なのか、ねじれ解消にかじを切られたということでもあります。

今、安倍政権は、憲法を変えることよりも解釈を変えることによって戦争ができる国に変えたいようであります。この集団的自衛権について、権利はあるが第9条によって行使はできないというのが長年の解釈でございました。その解釈を変えて、日本の自衛隊が海外に出て行って武器を持って戦うことができるようにしようというものです。

安全保障に関する有識者懇談会が、今度、集団的自衛権の行使に向けた、容認を盛り込んだ報告書を提出するとのことでした。

安倍首相はアメリカのオバマ大統領と会見されたとき、この話をされたようですけれども、もっと大事なことがあるんじゃないかというような話をされた。つまり、中国、韓国との関係改善でございます。

武力では物事は解決できません。武力では平和は実現しません。相手以上に武力を持つ、やられたらやり返す、まさに今の言葉の倍返しであります。

冒頭で紹介しましたサロンの会話の中でも、再び中国との間で戦争が起こるんじゃないかという声も聞かれています。自衛隊員が戦死するということになると、今度は誰も自衛隊に入らへん、そうなると徴兵制しかないやろうなどと言われました。

知事もお子さんがみえます。自分の子や孫、そして教え子を二度と戦争で亡くしたくないと国民が願っております。そのためにも、9条をはじめ、憲法を変えてはならない、憲法に沿った政治、行政をすることこそ大事なのではないかと思えます。それが多くの国民の願いだと思っております。

新政みえでは過日、去る9月9日でございますけれども、東京で研修をいたしました。その中で、「報道ステーション」のコメンテーターであります朝日新聞の星浩さんから、集団的自衛権の行使に絡んで、憲法解釈として、

海外では武器を使用しない、国際貢献はするという事に徹すればどうですかというようなお話も聞かせていただきました。

知事は報道によりますと、8月15日、A級戦犯が合祀されております靖国神社に私人として参拝されたということでございます。

そこで、まず、中国や韓国などに対する侵略戦争、植民地的支配、そして従軍慰安婦の問題、そのことについてどのようにお考えなのか、また、集团的自衛権の行使に向けた安倍政権の動きについてどのように考えてみえるのか、聞かせていただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点御質問がございました。

まず、歴史認識に関する御質問についてですが、先日、安倍総理大臣も国会答弁でおっしゃっていましたが、我が国はかつて、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して、多大な損害と苦痛を与えました。また、いわゆる慰安婦問題については、多数の女性の名誉と尊厳が深く傷つけられ、筆舌に尽くしがたい、つらい思いをされた方々のことを思い、非常に心が痛みます。

これらの考え方は、歴代の内閣、政府において、共通の立場です。自治体の執行者たる三重県知事としては、当然にしてその立場を逸脱するものではありません。

しかしながら、そもそも歴史認識については政治・外交問題化させるべきではなく、国会の場で政府関係者も答弁しているとおおり、それらは専門家等に委ねることが適当であると考えます。

次に、集团的自衛権行使に関する動向について。

政府見解にもあるように、国際法上、国家は集团的自衛権を有していますので、我が国も国際法上集团的自衛権を有していることは、主権国家である以上当然です。しかしながら、我が国現行憲法においてその行使は許されていないと解釈されています。

本件については、今後、国民的議論が行われると思いますが、三重県知事

は特別職公務員として、執行に当たっては憲法を遵守する立場にあり、その政府見解を認識しながら職務に当たることは当然です。

したがって、執行者としての発言が求められている、特にこの議場において、憲法解釈の変更や現行憲法改正の是非に関する個人的考え方等について述べるのは適切ではないと思いますので、控えさせていただきます。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） いわゆる侵略戦争、植民地的支配、従軍慰安婦の問題等、歴史認識については国の考え方に準ずるということだったかと思います。

そして、また、当然、先ほど第99条に書かれておりますように憲法を遵守する、尊重、遵守するという立場から、この場で集団的自衛権の行使についてどうのこうのは述べられないということだったかと思います。

私は、それはそれなりに知事の立場の答弁だというふうに思いますけれども、やはり、国民、世論、それが一体どういうふうにもこの問題について向き合っているのか、これからもしっかりと、国民の考え方、意向、今、過半数は反対でございます、そのことに知事としてもしっかりと向き合っていただきたい、そのことを要望させていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

行き届いた教育の実現に向けて、2点にわたって質問をさせていただきます。学校給食と特別支援教育でございます。

学校給食については、今回、特に食物アレルギーへの対応に絞って聞かせていただきたいと思います。

食物アレルギーの子どもたちが増え続けております。そういった状況の中で、学校現場の状況、そして、また、栄養教諭、学校栄養職員の勤務実態、そのことについてどう把握してみえるのか、また、そのことから見えてくる課題や対策について聞かせていただきたいと思っておりますし、また、市町や学校現場への支援についても質問したいと思います。

御存じのように、去る9月20日、東京都調布市の教育長が、辞任、辞職を表明されております。昨年12月の5年生の女子児童がアレルギー反応から亡



くなるということを受けてのようでございます。

この事例は、チーズを除きたいいわゆる除去食、それを食べていたわけですが、おかわりをしたときにチヂミの中にチーズが入っていたということのようでございます。いわゆるエピペン、アドレナリン自己注射をしたが、遅かったというようなことでございます。

このように給食後に体調を崩す事故が全国的に増えております。ショック状態になりますと、命にかかわるということになります。そんな緊張感の中で日々学校給食が実施されております。

県のほうもこれを受けまして、この2月に学校給食におけるアレルギー反応によるアナフィラキシーショックに対応する実態調査をされております。それによりますと、小、中、特別支援学校、給食を実施している学校の生徒13万9899人中、3.0%、4231人がアレルギーを持っているということのようでございます。除去食対応は73.8%でございます。そのためには、献立表を事前に保護者にわたすというようなことも必要になってきます。

県のほうでは、学校給食における食物アレルギー対応の手引、(現物を示す)これが平成20年3月、そして、疾患対応の手引も出されております。

(現物を示す)これです。この2冊の手引書において、学校現場では対応しているわけでございます。栄養教諭、養護教諭、そして各担任の連携のもと、全教職員で共通理解をして、子どもを中心に保護者と緊密な連絡をとり合いながらミスを許さない、そういう体制をとっております。栄養職員、栄養教諭のアレルギーへの対応が大変重要でございます。

県の栄養教諭の職務内容によりますと、アレルギー児童・生徒への個別指導、そして献立表の作成、学級担任、養護教諭との連携、それから、衛生管理における作業工程と、多岐にわたっております。

栄養教諭、学校栄養職員の勤務が、本当に食物アレルギーの生徒が増えていく中で、その対応に追われております。まさに過剰な状況に勤務状況が置かれていると言っても過言ではないというふうに捉えております。

その栄養教諭、学校栄養教員の定数は550人に1人、549人以下では4分の

1、つまり4校で1人と。したがって、4校を兼務、3校を兼務するという状況でございます。

そこで、一生懸命取り組んでいただいているわけですが、この食物アレルギーの子どもたちが増え続ける中で、学校現場の状況、そして、栄養教諭、栄養職員の勤務実態をどのように把握してみえるのか、そして、見えてくる課題と今後の対策、また、市町や現場への支援についてもお聞かせください。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 食物アレルギー対応の現状と対策についてお答え申し上げます。

昨年12月に東京都調布市の小学校におきまして食物アレルギーを有する児童がアナフィラキシーショックにより死亡した事故については、非常に痛ましいことであり、二度とあってはならないことだと認識しております。

先ほど議員からも紹介いただきましたが、この事故を受けまして本県が平成25年2月に実施した独自の調査結果によりますと、本県の公立小・中学校及び特別支援学校小・中学部の学校給食実施校に在籍する全児童・生徒13万9899人のうち、4231人が食物アレルギーを有しており、全体の約3%となっております。学校数では、全ての学校給食実施校の約8割の学校で、食物アレルギーを有する児童・生徒が在籍しております。さらに、アドレナリン自己注射薬、エピペンを所持している児童・生徒は、県内で98人となっております。

これまで県教育委員会では、平成20年3月に学校給食における食物アレルギー対応の手引、平成22年3月には児童・生徒のアレルギー疾患対応の手引をそれぞれ策定し、各学校に配付するとともに、手引をもとに講習会の開催などを通じて食物アレルギーへの対応について実態に応じた校内体制の整備をしてきたところでございます。

こうした結果、緊急時の対応マニュアル等を策定している学校は529校のうち438校で、82.8%となっております。

また、教職員の食物アレルギー対応に関する資質向上を図るため、学校給食関係職員研修及び養護教諭、栄養教諭の初任者研修の実施などを毎年実施してきております。

さらに、本年7月には、文部科学省と本県の共催で、学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会を開催したところです。

この講習会では、食物アレルギーの基礎的知識とその対応、エピペン使用のタイミングや使用方法について、講義や演習により研修を深めたところでございます。

食物アレルギーへの対応は命にかかわる重要な事項であることから、市町担当者連絡協議会などあらゆる機会を捉まえて、全ての給食実施校において緊急時の対応マニュアルなどの策定を市町教育委員会へ強く働きかけてまいります。

なお、議員から御指摘のありました栄養教諭などの多忙につきましては、市町教育委員会を通じ、学校現場において、保護者、主治医と連携しながら、学級担任、養護教諭、栄養教諭など、学校全体で適切に対応できるように学校を支援してまいります。

また、国が平成25年5月に設置いたしました学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議の提言などが年度内に示される見込みであることから、その結果も踏まえながら本県の食物アレルギー対策に反映してまいりたいと考えております。また、今年度につきましても、その実態調査をさせていただく予定でおります。

以上でございます。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 特に、今、教育長の御答弁の中で、現場の栄養教諭、学校栄養職員の多忙について、学校全体で支援するといいますか、助け合ってやっていくんだという御答弁だったかと思えます。

そして、様々な講習会等をやっただいております。国の提言をも待ってこれから対応していくというような方向も出されたのかなというふうに

思っております。

ただ、マニュアルについても随分と各学校現場で作成してきていただいております。まだ100%には至っていないというところがございます。そういった、今の御答弁の中でマニュアル対応についてもお話があったわけですが、私も、実は過日、独立行政法人国立病院機構三重病院の長尾みづほ先生から、お話を少し聞かせていただきました。

アレルギー疾患の原因はたくさんあって特定できない。食物アレルギーはここ10年で急激に増えました。その原因は環境の変化だとか遺伝子などが考えられますというようなこと。そして、赤ちゃんは生まれたとき、5から10人に1人は食物アレルギーを持って生まれてくるんだと。ただ、3歳までに半分、6歳までに8割が解消できるというようなお話も聞かせていただきました。

ちょっと残念な話もございまして、就学前、これは幼稚園でございますけれども、食物アレルギーの子どもの入園先が決まらずにたらい回しにされるというような事例もあったと。そして、また、まだまだエピペン、いわゆるアドレナリンの自己注射ですけれども、それに対して学校現場が、抵抗といいますか、拒否的なところもありますよというようなお話も伺いました。

先生からは、保護者の方の考え方もまちまちですし、食物アレルギーに対する温度差があったり、学校現場の対応に差が出たりしては大変です。保護者に対しても学校側に対しても対応できる窓口が必要なのではないでしょうか。いわゆる相談窓口の一本化ということなんだろうと思います。そして、市町の教育委員会が相談窓口を設置されて、私のようなドクター、医師がオブザーバーとして参加できるような、そういう体制がとれたらいいですねというような話を聞かせていただきました。

マニュアルでの対応も大事ですが、学校によってばらばらな対応でなく同じレベルの対応が、重篤な事例を、事故を防ぐことにつながるというふうに考えております。

そこで、保護者と学校がともに相談できたり、指導、助言を受けたりでき

る仕組みづくりが必要だと思えます。いかがでしょうか。また、県として、そういった体制を構築するよう市町に対して指導すべきだと思いますが、いかがでしょうか。お聞かせください。

○**教育長（山口千代己）** 学校給食におきましては、食物アレルギーを有する子どもたちのために原因物質を取り除いた除去食や代替食の提供など、様々な対応が必要となっております。

そのような中、各学校が保護者と主治医の連携のもとで、食物アレルギーを有する様々な児童・生徒の実態に応じて対応することが何よりも大事だと思っております。

このため、平成22年3月に県教育委員会では、食物アレルギー、気管支ぜんそくなどのアレルギー疾患を有する児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、当該の児童・生徒の主治医がそれぞれの配慮事項について記載する三重県版学校生活管理指導表を策定し、各学校に配付してきました。

こうしたことから、各学校におきまして、学級担任、養護教諭、栄養教諭など、一線で子どもたちを熟知している先生方がこの指導表を直接チェックし相談し合うことによりまして、学校全体で情報共有が確実になされ、食物アレルギーに対する事故防止の有効な取組になるものと考えております。

そこで、御提案の食物アレルギーに関する相談窓口を市町教育委員会に設置することにつきましては、基本的には市町教育委員会で判断されることであろうかと考えております。県教育委員会といたしましては、各学校が三重県版学校生活管理指導表をしっかりと活用できるように、市町教育委員会、あるいは各学校と連携を図りながら、引き続きその周知などに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

[26番 後藤健一議員登壇]

○**26番（後藤健一）** 学校全体で指導してほしいと、相談窓口の一本化についてはそれぞれの市町の教育委員会の判断でというような御答弁だったかと思えます。

過日、栄養教諭の先生方と懇談をさせていただきました。いろんなことが出てきます。外国にルーツを持つ生徒の食物アレルギーへの対応は大変です。献立を翻訳してほしいのです。保護者の方は食材一つ一つがわからないのです。また、食物アレルギーではないが、イスラム教の子どもは、豚肉やそのエキスが入っているとだめなんです。そのために、除去食をつくらなくてはなりません。ぜひとも1校に1人の栄養教諭が配置されますよう、国へ定数改善の要望をしていただきたいし、県としても人的配置への支援を強くお願いしたいのです。命にかかわることです、ミスをしてはいけない、神経をすり減らして頑張っています。ぜひとも何らかの改善を強く要望してください。これが現場の声でございます。教育長もしっかりこの声を受けとめていただきたい、御要望させていただきたいと思います。

次、二つ目の質問に移りたいと思います。

特別支援教育について、何点かにわたって聞かせていただきたいと思います。

一つ目は、三重県教育改革推進会議の第2部会で今議論が始まっております三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）についてであります。

その目指す方向、特に、インクルーシブ教育をこれから実現しようという状況の中でございます、その実現に向けての方策をこの総合推進計画の中にどのように盛り込んでいこうとされているのか、また、これまで基本計画のできた後に実施計画が出されていますが、そういったものをその後考えてみえるのか、こういった点を質問させていただきたいと思います。

この総合推進計画でございますけれども、平成27年の2月には最終案が出てくるというようなことでございます。今、特別支援教育は、障がいのあるなしにかかわらず、子どもも大人もともに社会の一員として区別されることなく、助け合いながら自立して暮らしていけるという、まさに正常な社会の実現を目指す、いわゆるノーマライゼーションの考え方のもとにインクルーシブ教育の実現が求められています。

インクルーシブ教育とはということでございますが、障がいのある子もな

い子ども、一人ひとりのニーズに合った適切な教育的支援を通常の学級において行う教育ということでございます。誰も排除しない教育、障がいがあっても、あるいは、いわゆる民族が違っててもということでございます。

そして、この教育を進めていく上で、問題や課題の原因を子どもに求めるのではなく、学校や教員の側の問題として捉え、解決していこうというものでございます。

今、議論の始まりました県の教育推進計画の中でも、このインクルーシブ教育の推進にかかわって、早期からの一貫した支援、あるいは就学指導、就学前の取組、発達障がいへの対応等の項目も挙げられているところでございます。このインクルーシブ教育への過渡的な状況と申しますか、それに向かっている状況の中で、現場の教職員は大変悩み、苦しんでおります。

そこで、もうちょっと申し上げます。その目指す方向、特にインクルーシブ教育を実現する方向でどのようにこの方策を盛り込んでいこうとしているのか、そのあたりのこと、そして、その後のことについてもお聞かせいただきたいと思っております。

2点目です。

特別支援学校が松阪地域に、平成29年4月、開校されます。私、2008年、平成20年の質問の中でも取り上げました。あれから5年がたちまして、いよいよ実施に移ります。実現します。

三重中京大学の校地を活用してと、この第二次実施計画、改定されました実施計画の中でも触れられているわけでございます。

これまで4時間近くかけて通っていた飯南地域の子どもたちのことを思いますと、それだけで大変ありがたいことでございます。しかし、一番大事なことは、子どもたちや保護者の願いや思いにどう応えていくか、そのためにはどのような特色を持った学校にしていくかであろうと思っております。

三重中京大学の周りには、三重中学校、三重高校、また、松阪高校、松阪商業、そして久保中学校、中部中学校、たくさんの学校がございまして、また、商業施設、そして事業所もたくさんございまして、この松阪市の郊外でなく中

心部に近いところという地域の特性をぜひ生かしていただきたいと思います。

市内の小・中学校の特別支援学級に通う子どもたちの保護者の皆さんからは、次のような声が届いております。卒業後の就労に向けたサポートをしっかりやってほしい。進路や就労、特に雇用者、障がい者の雇用についてお願いします。また、地域との密接な関係、また、小・中学校との交流を強く望んでいます。施設のバリアフリー化はもちろん、看護師やカウンセラーなどの人の配置にもぜひ努めてほしい。また、現場の教職員からも、松阪地域の特別支援教育の底上げを図るべく、センター的な機能、役割を果たしてほしいんだ、そういう声も聞かせていただいております。

そこで、まず、今の進捗状況、そして、また、どんな特色を持った学校にしていこうと考えてみえるのか、聞かせていただきたいと思います。

3点目でございます。医療的ケアを必要とする子どもへの支援でございます。

県のほうで、特別支援学校については、メディカルサポート事業、既に8校に対して14人の看護師、また、補助の嘱託職員10人が配置されております。

ところが、小・中学校の通常学級あるいは支援学級には医療的ケアを必要とする生徒が通ってきていますが、これに対する支援はどうなっているのでしょうか。市町任せということでもいいのでしょうか。そのあたりをぜひとも聞かせていただきたいと思います。

現在、小学校、中学校の通常学級あるいは支援学級に、学級数で12という数字が、私の調査の結果ですけれども上がってきております。松阪市でも5年生の子どもに看護師をつけていただいております。また、幼稚園でも2人の園児が導尿のケアを受けております。こういった医療的ケアを必要とする子どもが通常学級や支援学級に増えてくる、そのことが予想される中で、そういった医療的ケアを必要とする子どもへの支援についてどのように考えてみえるのか、聞かせていただきたいと思います。

4点目です。通級指導学級について聞かせていただきたいと思います。

平成18年改正されました学校教育施行規則によって、いわゆる発達障がい、



LDだとかADHDの子どもも対象となりました。平成18年、全国で6894人の発達障がいの子どもの通級しておりました。6年たって平成24年では2万9141人と、実に4.2倍に増えているわけでございます。

県内でも、平成25年5月現在の数ですが、小学校22学級250人、中学校3学級17人が通級指導を受けております。

市内の中学校の通級学級を担当している先生からお話を伺いました。2012年度から始まって現在、自分のところの生徒が5人、他校から2人が通ってきます。相談件数だけでも昨年65回、今年は既に9月現在63回です。他校の生徒は自校の授業の後、保護者の方が送ってくる。遠い学校から希望されても無理です。そして、また、巡回指導もあるんですけども、そうすると自分の学校のことがおろそかになります。矛盾を感じます。

こういう状況の中で、学校の現場の先生方は、通常学級において大変な状況の中で取り組んでおります。教員一人ひとりの指導力向上もさることながら、それだけでは限界があると思います。通常学級で一人ひとりの子どもに応じた指導をするためには人が要るんです。担任1人では到底対応できないところまで来ています。もちろん、市町で大変な努力をしていただいて人を配置していただいております。インクルーシブ教育に変わりつつある、こういう厳しい状況の中での一つの方法としての通級指導だと思います。そこで、今後どのような方針でこの通級指導学級について臨まれるのか、基本的な考え方、また、中学校は県下で3学級ですけども、そのあたりのことについて今後どうされるのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、何点かにわたりまして、合計4点ですか、ぜひ御答弁をお願いしたいと思います。

**○教育長（山口千代己）** 特別支援教育について4点御質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず、三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）の検討状況についてお答え申し上げます。

特別支援教育が平成19年度に制度化されまして以降、障害者の権利に関す

る条約の制定や、それを受けた障害者基本法の改正など、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちがともに学ぶことを追求する共生社会の形成に向けて特別支援教育を推進するよう求められております。

また、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童・生徒の増加、発達障がいや有する児童・生徒への対応なども課題となってきております。

県教育委員会といたしましては、これらの課題に対応するため、特別支援教育に関する新たな計画の作成が必要であると考えています。

そこで、今後の本県の特別支援教育の基本計画と実施計画とをあわせ持つ三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）を策定することとしました。この計画につきましては、学識経験者や企業の関係者など、広く地域の方々によって構成されます三重県教育改革推進会議において検討を進めることとしており、9月2日に第1回の審議を実施したところでございます。

今後、この推進会議におきまして本県における特別支援教育の現状の把握や課題の整理と検討を行い、今年度内に県教育委員会で計画の骨子を作成の上、推進会議での審議を経て、平成26年度内に計画案を策定することとしております。

県教育委員会といたしましては、今後の特別支援教育の推進について、全ての障がいのある児童・生徒の能力が最大限発揮されるよう、多様な学びの場において障がいの状態や特性を踏まえた適切な指導により、児童・生徒の自立と社会参加に向けて取り組んでまいります。

続きまして、2点目の松阪地域特別支援学校（仮称）の整備についてお答え申し上げます。

松阪地域特別支援学校（仮称）につきましては、三重中京大学校地の一部を活用することとしており、現在、同大学の運営主体である学校法人梅村学園により校舎等の解体工事が進められ、平成25年12月には工事が完了する予定です。県教育委員会としましては、平成25年12月までに建築設計業者を決定し、関係機関と調整を図りながら設計業務を、そして、平成28年度内を目途に施設が完成できるよう、整備を進めることとしております。

施設設備の整備と並行いたしまして、現在、新しい学校での教育が充実するよう、保護者の代表や学校関係者により構成される松阪地域特別支援学校（仮称）整備推進委員会において、教育内容など、今後の学校のあり方について検討を進めています。その中では、市街地に立地していることから、一つ、多様な交流機会の確保、地域の企業や施設などの協力に基づく職場実習や体験学習の実施、二つ目、卒業後も地域に根差した生活が送れるよう、企業内実習など、地域資源を十分に活用した教育の内容の構築などを検討し、児童・生徒の社会的・職業的自立を目指すことにしています。

さらに、松阪地域の小・中学校などと緊密な関係を構築していく中で、特別支援教育に関する教育相談や研修協力など、センター的機能が十分発揮できる学校を目指してまいります。

3点目の特別支援学級における医療的ケアについてお答え申し上げます。

県内の小・中学校には、平成25年度現在で特別支援学級が927学級、小学校で655学級、中学校で272学級設置されております。

そのうち、医療的ケアを必要としている児童・生徒は8学級に8人在籍しており、市町教育委員会において任用いただいている看護師または保護者により医療的ケアを実施していただいております。

平成23年12月に国より、特別支援学校などにおける医療的ケアの今後の対応についての通知が出されました。

その中で、小・中学校においては、学校と保護者との連携協力を前提とし、看護師を配置または活用しながら看護師が医療的ケアに当たることが望ましいとされております。しかしながら、看護師につきましては法令上、小・中学校に置かなければならない職員としての位置づけがないことから、県教育委員会といたしましては配置することが困難な状況でございます。

このようなことから、看護師につきましては、地方財政措置の活用により、市町教育委員会で配置願いたいと考えているところです。そのため、今後県教育委員会といたしましては、小・中学校で医療的ケアに携わっていただく看護師のスキルアップのために、医師による研修会などを設けることを検討

してまいりたいと考えております。あわせて、国に対しても医療的ケアに係る体制整備の充実を求めてまいります。

最後に、4点目、通級指導教室についてでございます。

特別支援教育の開始とともに通級による指導を受けている児童・生徒ですが、平成19年346人、平成25年度624人ということで、年々増加しています。現在、県内では、言語、LD、ADHD、難聴に対する通級指導教室が設置されており、小学校33校に49学級603人、中学校4校に4学級21人がみえます。通常の学級に在籍する児童・生徒が通級指導教室において、一部の時間のみ障がいの状態に応じた特別な指導を受けることは、言語面の改善はもとより、自分に合った学び方やソーシャルスキルを身につけることができるため有効であると考えています。

他方、通級指導についてはほかの学校からの通級の形態が多いことから、児童・生徒の移動による負担や移動時の学習の保障などの課題があります。

今後、三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）の策定を進める中で、このような通級指導教室についての現状と課題も踏まえ、そのあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 特に松阪地域の特別支援学校、地域の資源を生かしたというようなことで、センター的機能もしっかりやっていくんだということだったかと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

医療的ケアを必要とする子どもについては若干、私どもの数字が違っていたようでございます。なかなか看護師は無理だということで、各市町での対応ということをお聞かせいただきました。ただ、国の財政的支援もしていただくということで、ぜひお願ひしたいというふうに思います。

通級指導についても、これから総合推進計画の中できちっと位置づけて考えていきますということだったかと思います。いろいろたくさん聞かせていただきました。なかなかインクルーシブ教育の過渡的な中で現場の教員が苦

しんでおりますので、ぜひ支援をお願いしたいと思います。

時間が残り15分となってきました。

三つ目の質問に移らせていただきます。

ここでは、森林づくり、林業振興が、私たち県民一人ひとりの暮らしの安全・安心の源である、生活に直結しているということから、林業振興による暮らしの安全・安心の実現に向けてということで、林業振興のための出口対策、そして、木質バイオマス発電による林業振興ということで聞かせていただきたいと思います。

特に林業振興でございますけれども、出口対策、これは特に県産材の需要拡大でございます、その拡大に向けての課題、そして、その方針と対策等について質問したいと思います。

県のほうでは平成17年に三重の森林づくり条例ができております。そして、平成18年には基本計画、それを受けて、状況が変わったということで、三重の森林づくり条例基本計画2012が平成24年につくられております。

この冒頭、前文の中にも、森林の持つ公益的機能、多面的機能、これが大事だと。私はいつの時代でも、またこれからも、この機能を変えることはない、そして、これは県民の財産ですから、この財産を増やし引き継いでいくことこそ我々の責務だろうというふうに捉えているところでございます。

御存じのように、森林面積は37万ヘクタール、県土の3分の2を占めております。今、県のほうでは、生産林、環境林と分けて、様々な施策が進められております。特に、生産林における緑の循環、いわゆる植える、育てる、収穫する、そして植えると、この機能を充実させる、ある意味では悪い循環からいい循環に変えていく、そのためには県産材を活用することだろうと、そういうふうに思っているところでございます。

もちろん、大変難しい問題を含んでおると思います。なかなか一筋縄ではいかないことはわかっております。平成25年版成果レポート、施策313、林業の振興と森林づくりでの評価でございますけれどもCであります。そのことも踏まえて、素材生産、供給体制もさることながら、やはり需要拡大であ

ろうと思います。ぜひとも出口対策、需要対策についてどのように考えてみえるのか、また、その課題なり対策なりについてお聞かせいただきたいと思  
います。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 県産材の需要拡大についてというお尋ねです。

林業振興を図っていくためには、木材の生産体制を整備するだけではなくて、生産された県産材の需要拡大に取り組んでいくということが必要であると  
考えております。

このため県としましては、市場が求める品質、性能の確かな県産材である  
三重の木やアカネ材の住宅や公共建築物等への利用拡大を進めているところ  
です。住宅等への利用拡大を図る具体的な取組といたしましては、三重の木  
認証事業者が行うPR活動やアカネ材を住宅や商業施設にモデル的に使用し  
PRする取組に対して支援を行っているところです。また、金融機関の御協  
力によりまして、三重の木やアカネ材を使用した住宅のローンにつきまして  
は一定金利の引き下げということを実施していただいております。さらに、  
今年度から国のほうで木材利用ポイント制度というのができております。こ  
れを機に、三重の木、アカネ材がこのポイント制度の対象となるというPR  
をしておりまして、これで県産材の利用拡大も図っていききたいという取組  
をしております。

県民への波及効果が非常に高いもう1点は、公共建築物のほうにつきまし  
ては平成22年にみえ公共建築物等木材利用方針というのを策定いたしました。  
これとともに市町のほうでも同じような木材利用方針をつくっていただきた  
いという働きかけをしておりまして、こちらにおきましても積極的に、公共  
施設の木造化、木質化をこれによって進めているということです。

今年度、市町のほうでは8市町が新たに木材利用方針を今までのところ策  
定していただきまして、合計しますと24の市町で策定をいただいたという  
ところでございます。

また、木材の大消費地である都市圏における三重の木等の販路拡大の取組

も重要だということで、首都圏や中京圏の住宅展示会への出展等をこれまで行ってきましたけれども、これに加えて今年度からは、これらの地域に加えて関西圏でのPRもしようということで考えておりますし、新しくオープンする三重テラスを利用したPRイベントの開催なども検討していきたいなというふうに思っております。

これらの取組によりまして、三重の木等の出荷量なんですけど、平成22年度は2万4629立方メートルという出荷量だったものが、平成24年度には3万3899立方メートルというところで、少し増えてきております。

今後とも、住宅とか公共建築物等への利用拡大、また、大都市圏等での販路拡大、こういう取組を進めることによって、一層県産材の需要拡大に努めていきたいと考えております。

[26番 後藤健一議員登壇]

○26番（後藤健一） 県産材の利用拡大ということで、とりわけ公共建築についてもそうなんですけれども、さらに大都市圏、三重テラスということも出てきておりますが、これからのことなんだろうと思いますけれども、そういったところへの販路拡大についても期待をさせていただきたいと思います。

先ほども部長のほうから、PR、あるいはポイント制度というようなことも話が出てきました。若干、そのあたり、少し聞かせていただきたいというふうに思っております。

一つは、そのPR活動について、昨年44事業者、今年は3分の1ほどに減っているということでございます。そうなりますと、やろうとしている「もっと県産材を使おう」推進事業ということなんですけれども、こういうふうに減ってくると若干その当局の姿勢としてどうなんだろうということなんですけど、そのあたり、どのように考えてみえるのか聞かせてください。

そして、2点目です。

先ほども出てきましたアカネ材についても同様でございますが、そのアカネ材の需要拡大に対して、特段これで行くぞというようなものがあれば聞かせていただきたいと思います。アカネ材のPR活動もやっていただいております。

ますが、若干減っているということも伺います。そして、また、PR活動等、県の補助事業に対しての支援はどうか聞かせていただければと思います。

そして、3点目です。

先ほどのポイント制度、これは国の補正410億円でございますが、地域材を使った新築、増築、あるいは内外装に、特定の量、一定量使えば30万ポイントが上限でございます。1ポイント1円ということでございますけれども、また、ペレットやまきストーブにも上限10万ポイントでされております。

この制度、来年度、国の補正がどうなるのかははっきりしない状況でございます。今後の県の対応について聞かせていただきたいと思っております。

4点目、県は公共建築物等利用方針を策定されて、今、県内に県産材の利用推進連絡会議を持ってやっていただいております。この連絡会議が本当に機能しているのか、いささか疑問に思っているところでございます。かつては副知事がトップだったと伺っております。この機能回復といいますか、機能強化といいますか、各課が目標数値を挙げてそれをチェックするという県得意のそういった制度を使っていただければどうかということも聞かせていただきたいと思っております。

5点目ですけれども、実はこれでございます。（パネルを示す）これは、松阪市の小・中学校の中で小学校だけです、全小学校に松阪産のヒノキを使った机、椅子が使われております。1セット2万6200円ということでございます。みえ森と緑の県民税の中で、いわゆる木育の中にこういうところが入っております。

そういった木育だけでなく、三重の木、アカネ材を使ったほかの木工製品への支援はどうか聞かせていただきたいと思っております。

以上、5点にわたって質問させていただきます。

**○農林水産部長（橋爪彰男）** 林業振興の関係で5点御質問いただきました。

まず、三重の木の認証事業者への支援ということで、御質問いただきましたように、確かに平成25年度予算が非常に厳しい中で少し減りまして、事業者へのPRに対する支援の部分というのが直接は、確かにおっしゃられたよ



うに減っております。今後、予算についてはできるだけの努力をしていきたいと思っておりますが、それにかわるわけではないんですが、直接かわりできないんですけれども、木材利用ポイントの制度なんかも今年度からできておりますし、それに伴うPR等もしながら、先ほども申し上げたような形で三重の木の活用等について、利用拡大について、あわせて啓発等で対応していきたいなというふうに考えております。

2点目のアカネ材の需要拡大ですが、これについては、住宅とか商業施設にモデル的に利用しまして、それを通じてPRしていただくことへの支援ということをやっているわけなんですけれども、平成25年度は、アカネ材を利用した住宅のほうでは18の取組、商業施設等における休憩スペース等での利用については二つの取組というところで行ったところです。

今後なんですが、住宅のほうが今までどちらかという和多いんですが、商業施設のほうが比較的長いことPR効果があるといいますか、建築関係の方にもPRできるようなところもありまして、今後、商業施設に今一定重点を置くということも含めてちょっと検討をしたいなというふうに思っています。

3点目、木材利用ポイントが今年度で終わるのだがということですが、確かにそのような制度として国では設計されております。

これを通じて、三重の木であるとかアカネ材の利用ということ、今、何回か申し上げたようにできることで非常に大きな期待をしているんですが、この木材利用ポイント制度のそういう重要な役割について、なかなか県では変わった制度として仕組むというというのは、非常に大がかりでこの制度に期待をしているところですので、この5月と8月にも国の提言、提案の機会に活動をしてきたところですし、今後も引き続き国のほうには働きかけをしていきたいなというふうに思っております。

4点目の庁内の県産材の利用推進連絡会議の充実ということにつきましては、これまでも関係団体の方からも御要望も受けておりまして、既に庁内でもその機能強化に向けて検討を進めておるところです。この点については、できるだけ早く結論を出して対応していきたいなというふうに思っております。

最後に、みえ森と緑の県民税の木製品とか県産材の活用ということで、おっしゃられたような利用で、県産材を活用した公共施設の木造・木質化とか机、椅子の学校への配置、こういう部分はみえ森と緑の県民税の市町交付金のほうで活用できるような形で制度を組んだようなところがありますので、この点については市町とも協議させていただきたいと思います。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 時間がなくなってまいりました。

いろいろ聞かせていただきました。大変な状況はわかっておりますけれども、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

最後、木質バイオマス発電による林業振興について、若干、松阪市の状況を紹介させていただいて、要望等もさせていただいて終わろうというふうに思っております。

松阪市にできます木質バイオマスの発電所ですけれども、年間5万7000トンの未利用間伐材を使う、5600キロワットの発電でございます。経済波及効果でございますけれども、発電額等を合わせまして19億円何がしというすごい数ですし、雇用も100人近く創出します。（パネルを示す）これが、大石に予定されております、今度発電所の工場のできる所です。今、未利用間伐材の仮置き場です。年間5万7000トンですので、チップ工場、木質バイオマスのチップ工場の前に、（パネルを示す）このように既にたくさんの未利用間伐材が積まれております。

1トン当たり7500円という高い値段で買うことによって、林業振興、間伐の推進につなげようということでございます。この事業、また、過日、多気町のほうでも新しい計画ができるということございまして、県の林業振興、林業再生の一つの起爆剤に、この木質バイオマスの発電事業がなっていくというふうに思っておりますので、県のほうの支援もぜひともお願い申し上げます、私の一般質問を終結させていただきたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前田剛志） 36番 中森博文議員。

[36番 中森博文議員登壇・拍手]

○36番（中森博文） お疲れのところ、あとしばらくおつき合いのほうをよろしくお願いいたします。

自民みらい会派、名張市選出の中森博文でございます。議長のお許しをいただき、一般質問をさせていただきたいと思っております。

朝から北川議員、貝増議員、そして昼から後藤議員ということで、名張市のDNAが相当この辺に広がっておりますが、松阪も昔、名張からの藩がございまして、名張の領がございまして、そういうことからすると縁があったのかと。ただ、御当地グルメの話やら伊勢湾台風の話、もう既に出ましたので、ちょっと予定を変えて台湾ネタでいきたいと思っております。

先日、青木議員から一般質問で御紹介していただきましたとおり、昨日、知事の定例記者会見で、台湾最大の都市、新北市と観光協力協定を締結するとの発表がされました。

また、馬英九総統の後継者とも言われております朱立倫新北市長とも会われるとのことで、大変期待をしております。日台観光サミットの成果の一つであるというふうに思うところでございます。

今日も名張市の商工会議所の団体が台湾のほうに出発させていただき、我が日台議員連盟も来月訪台させていただきますので、あわせてよろしく願いをいたします。

さて、去る9月7日、記念すべき日になりました。それも三つ重なりまして、一つは皆様方御案内のとおり、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決まった日でありまして、もう一つは、実は私の還暦の誕生日でございまして、昭和28年、ちょうど28年には御遷宮がございまして、もちろん、二十、40、今回と、全て御遷宮の年なのでございまして、非常に、今年ももうそろそろ、10月には遷御が行われると、本当に喜ばしい限りでございまして。

9月はもう一つ記念すべき日がございましてけれども後のお楽しみということにしまして、通告に従い質問をさせていただきたいと存じます。

まず、人口減少社会についてでございます。

さて、日本は2005年から自然減に転じまして、人口減少という表現を用いた政策を検討するようになりました。

パネルをごらんいただきたいと存じます。（パネルを示す）三重県の人口の推移と将来予測でございます。三重県は、2007年、平成19年の187万6000人をピークに減少に転じました。また、三重県は、1972年、昭和47年から一定の社会増、これでいきますと緑色のラインですが、社会増がございましたけれども、平成11年ごろから社会減に転じまして、いわゆる生産年齢が急落しております。

このまま進みますと、国立社会保障・人口問題研究所によります2025年都道府県別人口推移ランキングによりますと、我が三重県は、2010年、平成22年の人口を100として、15年後の指数が全国平均の94.2を大きく下回り92.4となり、171万5000人になると推計されております。これは、三重県にとって大きな問題であります。

今日、日本の高齢化率はおよそ25%でございます。4人に1人が65歳以上の方ということでございます。あと15年で33%になります。3人に1人が65歳以上の方になりまして、2人で1人を支える社会になると。三重県の場合はあと20年したら33%になります。

この高齢化に少しでもブレーキをかけていくためには、出生率を上げていく必要があります。そして、そのためにも、子ども・子育て支援を充実させていくことが重要であると考えます。

今、国は社会保障の給付費が約110兆円でありまして、高齢3給付と言われます年金、医療、介護でそのうち約80%が使われています。子ども・子育て支援は5兆円でありまして、5%にも満たない現状であります。

そこで、産み育てる、豊かな子育てについて質問をします。

去る8月3日、名張市において知事と市長の1対1対談がございました。そして、記念すべきもう一つの9月7日には、近畿大学工業高等専門学校で市民公開講座が開催されまして、知事が御講演されました。これが記念すべき日でございます。

それぞれ話題になった人口減少社会における子育て・少子化対策について、質問させていただきます。

国の現状も少しお話しするべきと申すことと申しまして、国は、結婚、妊娠、出産、この切れ目のない支援ということで、きっちりやっぴいこう、子ども・子育て支援を充実していこう、働き方の改革をしていこうと、こんなことを進められておりますが、7月の参議院議員選挙では自民党政策集「J-ファイルの少子化対策によりますと、福祉政策関係では、「出産・子育て応援社会に」と題して、次代を担う子どもたちを育てる少子化対策は日本経済と社会保障全体の基盤であり、子ども・子育て支援新制度の着実な実施により、妊娠から子育てまで切れ目のない家族支援、地域の子育ての支援を確立すると記されております。

次に、安定的、持続的な社会保障の確立に関し、「家族の絆を深め、家族基盤を充実させ、全員参加型社会の実現へ」と題して、いろんな手だても進めていただいているところでございます。

また、若き就労支援の拡充と労働環境の整備と題して、若者を中心とした就労可能な者については仕事につくような施策を講じていただいていると記されております。

また、教育関係では、「さあ、教育を取り戻そう。」と題しまして、将来を担う子どもたちは日本の宝、教育再生を断行し、世界トップレベルの学力と規範意識、歴史や文化を尊ぶ心を持つ子どもたちを育むと。そして、あわせて、スポーツ基本法に基づきスポーツ立国を実現するため、学校における体育の充実、体力の向上に取り組みますと記されております。

そこで、三重県の現状について少し申し上げますと、今年の2月に実施されました県民の幸福実感を調査するみえ県民意識調査によりますと、パネル2、これも県のを利用させていただきますが（パネルを示す）、結婚別に幸福感をみると、既婚は未婚より幸福感が高く、前回よりも差が拡大し、男性が女性よりも既婚と未婚の幸福感の差が大きい結果になっておりました。

次のパネルですが、（パネルを示す）また、子どもの数から見ますと、幸

福感の平均値は、既婚が未婚より高く、既婚では子どもがいる方がいない方よりも高く、さらに、子どもの数が多いほど高いとなっております。

もう一つ、(パネルを示す)なぜ結婚しないのかという調査の中で、一番多かった理由に出会いの場がない、2番目が理想の相手に出会えていない、3番目が経済的な問題と、こういう結果でございます。

さて、未婚化の問題でございますが、そもそも結婚したくないから未婚化が進んでいるわけではないと。若い世代の9割は結婚を望んでおります。要は出生率回復の鍵について、ここで考えるべきと考えます。

政府は20年以上も前から少子化対策に力を入れてまいりましたが、全く出生率の回復につながっていません。1989年の1.57ショック以来、緊急保育5カ年計画、待機児童ゼロ作戦、1994年には育児休業法が施行、さらには、ワーク・ライフ・バランスの推奨、要するに仕事と子育ての両立支援が中心でございました。しかし、それによって出生率は20年前より下がって、全国は1.41、三重県は1.47まで落ちてしまいました、出生率です。

日本の社会の実態としては、実は昔も今も、夫が仕事、妻は家庭という性別役割分担をしている、いわゆる典型的な家族も多くおられまして、これまでの両立支援は保育にしても育休にしても、全体の2割の都市部で働く正社員の女性の方々が主な対象、そこを対象にされたと私は考えます。残りの8割を占めます地方では祖父母がおられたり親族が支えとなっております、以前から働ける女性は働いていたのであります。少子化対策には地方の視点が欠けていたのではないかと考えます。

実際、20年たった今、地方の出生率が急落しています。一昨日の新聞報道によりますと、15歳から39歳の独身女性の3人に1人が専業主婦になりたいと希望していることが厚生労働省の若者の意識調査でわかったと報じておりました。子育てに専念している典型的な家族が子育てしにくい理由は、経済的な問題であったり、特に第2子、第3子の間に高い壁があるのではないかなと思います。

多子世帯への支援、3人目、4人目を産みたい方々を応援しなければ、人

口の減少はとまりませんと、そして、各地域に設置されております地域子育て支援センターを拡充しまして、多くの女性が安心して子育てに専念ができるような環境づくりが大事ではないかなと、そして、正社員の方々に対しては復職できるような選択肢を与えることができるような育休、産休の推進であるとか、地方ではゼロ歳児保育は育休で対応していただきまして、その枠を1歳児、2歳児に配分すれば待機児童の解消にもつながるのではないかなと、こういう考えもあるわけでございますし、パート職員の方々においては、いろんな事情もございますので、例えば、県内で初めて取り組まれている名張市における家庭的保育事業などの取組が有効ではないかなと、このように思います。

今は、産みたくない人に産んでもらうような時代ではございません。産みたいけれども産めない人をどう支え、希望を実現してあげるかという時代でございます。結婚を希望している7割の方々や子どもを3人もうけたい人たちの障害を取り除いてあげることで出生率を上げていこうという、こういう施策が必要ではないかなと。出生率の目標は一般的にですけれども2.07と言われておりますけれども、三重県も出生率の目標を立てるべきと考えます。

そのために、三重県として、私からお願いするんですけれども、多子世帯への支援、3人目、4人目を産みたい方々を応援すべきと考えます。

そこで、具体的な質問に入りますが、1対1対談の中からチョイスさせてもらいまして、県として支援していただきたい課題、取り組むべき具体的な施策について数点申し上げます。

一つ、安心して産み育てられるよう、産後鬱等を防止するための産後ケアの整備に必要な助産師の確保。二、子育てに必要な、ロタウイルスとかおたふく風邪、水痘、B型肝炎に対する予防接種の助成。三つ目、多子世帯の経済的負担の軽減として、第3子以降の保育料の無償化や第3子以降の中学生の医療費の無償化。四つ目、出生率の高い、御貢献していただいている企業を評価するような表彰制度の創設。そして、そのほかですけれども、医療過疎と言われている、例えば私どもの伊賀地域におきます、安心して子育てが

できるような、24時間365日がかんうような病院、小児救急医療センターへの支援。そして、施策の財源として、これまでの安心こども基金を充実、安定させて、地域にとって使い勝手のいいような制度になるように国にお願いしてはどうかと。もう一つは、子育てに必要な安定した財源を確保するために、全国知事会で言うておられるような少子化危機突破基金の創設も一つの方策ではないかなと思います。

知事におかれましては1歳の御息がおられまして、子育てを実践されながら国の少子化危機突破タスクフォースの委員をされております。ここで、今後の少子化対策の基本的なあり方、推進策について、知事の御所見をお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 少子化対策の基本的な考え方、推進策についての所見ということでございます。

先ほど議員のほうが出していただいた後ろから2枚目のパネルに、要は今の子どもの数と理想の子どもの数、ここに、様々な事情があつてギャップがある、希望がかなわない現実があるということをお示しいただきました。あわせて、少子化ですけれども、先ほど2.07というお話をいただきましたが、これは、いわゆる合計特殊出生率という、1人の女性が生涯に産む子どもの数ということでありすけれども、その合計特殊出生率と相関関係のある統計データというか、関係が強いものは何であろうかと僕らも80ぐらいの数字やデータなどもいろいろ考えて検討したところ、生涯未婚率の上昇と、有配偶出生率の低下、これは結婚している方の出生率が低下していく、つまり、これは、1人目、2人目、2人目から3人目ということに関係すると思います。こういうような分析結果などもありますので、これらのことから我々が少子化対策において目指すべき姿としては、理想と現実のギャップを解消し、幸福実感を高めていくということが目指すべき姿だと考えています。

このため、去る7月に私を本部長とします三重県少子化対策総合推進本部を設置し、思春期から結婚、妊娠、出産、子育てといったライフステージご



とに加えて、働き方という部分も加えたきめ細かな対策を講じることとしており、先般の秋の政策協議においても少子化対策を平成26年度の重点テーマとして各部局から幅広い事業提案を受け、今後展開する事業について議論をしてきたところです。

本県の少子化対策の推進に当たりましては、例えば育児休業制度などの両立支援が第1子出産に好影響をもたらすとか、産後鬱などの出産の際の不安が第2子出産をちゅうちょさせるなど、有識者の意見や他県の取組などをもととした様々な分析を踏まえるとともに、国や市町、地域の活動団体の取組等との相乗的な効果も視野に入れて取り組む必要があると思います。

また、最近では各地で婚活イベントなども盛んですが、結婚したい人が結婚できるように取り組む必要があります。そのほか、職場においても働く女性が安心して妊娠、出産できるよう、最近よく聞かれますマタハラ、マタニティハラスメントの防止などの繊細な視点などを持つことが大切だということに思います。

今後はこのような点に留意しつつ、国、県、市町や産業界のほか、子育て支援活動を行うサークルなど、地域のリソースとも連携し、県民への機運の醸成を図りながら少子化対策を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔36番 中森博文議員登壇〕

○36番（中森博文） ありがとうございます。

個別につきましては非常に詳細にわたっているということもございまして、基本的なスタンスを今お話していただきましたので、来年度に向けての具体的な取組については予算要求をそれぞれの部局でお願いしたいなと思います。

そこそこ細かいところで時間をとるのもどうかと思いますが、ちょっとお願いにはなるんですけれども、大事なところ、ポイントは、やはり中でも助産師の確保、これは非常に全国的にも低位にあるということから、ここはやっぱり押さえていただきたいのと、それから、せっかく開設を予定していただいている、しようとしている小児救急センターの赤字補填なんかは、こ

それはやはり県がある程度御配慮していただかなくてはいけないのかなと、こんなふうに思いますし、また、今現在、妊娠健診、現在の妊娠健診の14回分を公費負担していただいておりますけれども、お聞きすると、妊婦及び生まれてくる子の歯と口の健康を保持増進するため、妊婦の歯科健診のことも必要ではないかなと、こんなお話もいただいたことがございます。

せっかくですので、新たに設置されました口腔保健支援センター長さんの御所見をいただきたいのですが。

**○健康福祉部長（北岡寛之）** それでは、妊婦の歯科検診に関しまして、口腔保健支援センター長として私のほうからお答えさせていただきます。

妊婦健診の実施主体は市町でございまして、県内では現在、八つの市町において妊婦に対する歯科健診が行われております。

県としましては、妊産婦は体調や生活習慣の変化などにより歯科疾患にかかりやすいことや、妊娠時に歯周疾患が重度化すると早産や低体重児出生を引き起こしやすいことから、妊産婦の歯科口腔保健対策は重要であると考えております。

現時点では県において歯科健診の助成制度を創設することは考えておりませんが、既に歯科健診を実施している市町の取組事例につきまして、他の市町に情報提供を行うことにより歯科健診を実施していただくよう働きかけるとともに、歯科保健に関するリーフレットを作成し、市町の窓口において母子健康手帳と同時に配付することや、産婦人科医院等において歯科衛生士が行う歯科保健指導を通じて、妊産婦に対して歯科受診を促しております。

今月10日に設置いたしました三重県口腔保健支援センターでは、子どもから高齢者、障がい者等、全ての県民に対する歯科口腔保健対策を一元的に取りまとめ、県の歯科口腔保健の向上を目指すこととしております。

妊産婦の歯科口腔保健対策につきましても、当センターからの市町や関係団体に対する情報発信や定期的な意見交換等により連携を深め、着実に取組を進めてまいります。

以上でございます。

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 私からは、助産師の確保の点と、それから小児救急医療センターへの支援ということで答弁させていただきます。

助産師確保につきましては、平成22年の4月に県内に30名定員で開校しました助産師養成所、こちらに対する運営支援や助産師養成所在生を対象とした修学資金制度を創設しますとともに、助産師の卒後研修体制の構築、あるいは中堅者、指導者の研修体制の充実などによりまして、離職防止ということで取り組んでいるところでございます。

こうした取組の結果、平成22年4月までの県内の学校を卒業した新人助産師の県内就業は5名程度でございましたが、平成23年4月からは毎年30名程度の県内就業という状況でございまして、平成24年12月末現在で人口10万人当たり助産師数は19.5人ということで、前回の平成22年調査の16.0人から増加をしております、伸び率も20.9%と、全国の伸び率をはるかに上回っておるといってございます。

このような増加傾向にはありますが、依然として全国平均に比べて少ない状況ということでございますので、今後も引き続き、数字の伸びも少しずつあらわれておりますので、現在の対策を講じて助産師確保に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、小児救急医療センターへの支援でございます。安心して子育てできる環境整備のためにも、小児救急医療体制の確保、これは県としても重要な取組と考えております。

伊賀地域の医療体制につきましては、地域医療再生計画の中でも安心な医療体制の再構築を図るために必要な検討を行うというふうにされておりました、小児救急医療のあり方についても関係者間で議論いただいて整理いただきながら、県としても今後、このセンターが具体的にどのようなものであるかということも確認しながら、どのような支援が可能か協議を行っていきたいというふうに考えております。

なお、これまで県としましても、小児救急医療対策では小児科医等の輪番日に勤務した際の手当の補助でありますとか、名張市立病院におきましては、

小児科医を確保するために名張市が設置します寄附講座、こういったものにも支援をこれまでしてきたところでございますので、今後も地域医療再生計画に基づきまして協議しながら必要な支援をしてまいりたいというふうにご考えております。

以上でございます。

〔36番 中森博文議員登壇〕

○36番（中森博文） ありがとうございます。

細かい点はたくさんあろうかと思えますけれども、地域の抱えている課題というのは非常に重要であり、また、緊急なものでございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

くどいようですが、3人目、4人目を産みたい方の応援はぜひとも御検討いただければと要望させていただきたいと思えます。

次に、みんなで支える優しい障がい者福祉についてと題しまして質問させていただきます。

障害者総合支援法が本年4月から施行されましたが、平成27年3月31日までは、全ての障がい福祉サービス利用者について、個別支援となりますサービス等利用計画の策定が義務づけられました。

しかし、お聞きすると、県内における計画作成の相談支援体制をしてみると、現状では、全ての利用者に計画が作成されるかどうか、大変心配されております。市町でサービス等利用計画を作成する事業者であります特定相談支援事業者の指定が進まず、県内で確実に地域間格差が生じているのではないかと伺っております。

そこで、知的障がい者等の自己決定の保障に対しまして、平成26年度末のサービス等利用計画の作成に向けた体制充実強化が必要と考えますが、御当局の所見をお伺いします。

次に進みますが、心も体も元気なスポーツ振興について進めます。子育て支援に関しまして、教育委員会にお尋ねをします。

去る9月22日の田村厚生労働大臣のお話で恐縮なんですけど、障がい者ス

ポーツは厚生労働省だけれども、アスリート競技でありますパラリンピックは文部科学省の所管に移すべきと、こんな発言を安倍総理に進言されたそうでございます、それを受けまして総理が外国の方々にそれを訴えたところ、EUのある国のスペイン票が日本票に変わったんです。それで、スペインとトルコ、要するにマドリードとイスタンブールが同数になったと、こんなエピソードでございます、結果的に日本に決定したというのは田村厚労大臣の功労ということで、本人が言うていましたのでちょっと紹介させていただきます。

それはおいておいて、要は、三重国体、全国障害者スポーツ大会とか、高校総体、インターハイが開催されるということで、もう、皆様方おっしゃっています。

今の三重県の子どもたちの体力はといいますと残念ながら、我が会派の前野議員が指摘されましたように、学力もさることながら、全国体力・運動能力等調査結果では非常に心配される点があると、現状でございます、これは提案ですが、専門的な技術の指導や放課後等の体育活動の指導を行うために、小学校の体育授業の質の向上、授業以外の体育活動の充実を通して主体的に運動に取り組む子どもを育てることを目的に小学校体育専科非常勤講師を配置してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

もう1点、子どもに対する支援の充実につきましては、学校だけでなく家庭や地域が一体となって体力を向上させることが大きな課題となっております。そこで、教育委員会を中心とした地域の様々な機関と連携したコンソーシアム、いわゆる実施団体を組織しまして、学校において地域の様々な機関が有する人的な資源を効果的に活用していただいて、子どもの体力向上のための地域を活用した学校丸ごと子どもの体力向上推進事業に取り組んではどうかなど、このように御提案をさせていただきます。御所見をお伺いします。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） それでは、私のほうから、サービス等利用計画の作成に向けた取組についてお答えをさせていただきます。

障害者総合支援法におきましては議員御説明のとおり、平成26年度末までに全ての障がい福祉サービス利用者についてサービス等利用計画を作成することが必要とされております。このため、現在、各市町において、サービス等利用計画を作成する特定相談支援事業者の指定などの体制整備が進められるとともに、県では、事業者のもとで利用計画を作成する相談支援専門員を養成するための研修を実施しているところです。

しかしながら、サービス等利用計画の作成率は、平成24年度末で40%を超える市町がある一方でほとんど進んでいない市町も多く、全体では8.1%にとどまっております。これは、サービス等利用計画を作成するための報酬単価が低いことにより、市町が指定する事業者が不足していることが主な要因であると考えております。

こうしたことから、県としましては、サービス等利用計画を適切に作成できるよう、相談支援専門員の相談件数等の実態を踏まえた報酬体系の改善について国に要望しているところであり、今後も引き続き提言を行ってまいります。

なお、市町に対し計画作成が進んでいる市町の事例を情報提供するとともに、県としましては引き続き相談支援専門員の養成に取り組み、全ての利用者の計画作成に向け、相談支援体制の充実強化を図ってまいります。

〔山口千代己教育長登壇〕

**○教育長（山口千代己）** 心も体も元気なスポーツ振興について2点お答え申し上げます。

小学校では基本的に、体育の授業を含めてほとんどの教科の授業を学級担任が担当しております。県教育委員会では、子どもたちが体育の授業を通して体を動かす楽しさや喜びを味わい、運動やスポーツが好きになるよう、平成21年度から毎年3回、小学校の教員を対象とした研修会を開催しており、今年度も延べ338名の教員が、授業の工夫や改善等について、実技を交えながら研修を積んだところです。

また、今年度新たに体力向上推進アドバイザー3名を配置し、県内の全小

学校を訪問して、子どもの体力向上の取組が進むよう、指導、助言を行っています。

こうした中、議員から提案いただきました、小学校において運動の専門的な技術指導を行ったり休み時間や放課後などに子どもたちの運動を指導したりする人材がいることは、子どもたちが運動に親しみ、体力を向上させるため、大変有効な方策の一つであると認識しています。

しかしながら、非常勤講師は授業を前提として任用しており、休み時間や放課後など、授業以外の教育活動ができないところでございます。また、直ちに多くの小学校に体育専科非常勤講師を任用することは困難ではございますが、3名の体力向上推進アドバイザーとの連携も視野に入れまして、専門的な技術指導を行う観点から、限られた非常勤講師枠の中ではございますが、その配置に向けて検討をしてみたいと思います。

県教育委員会といたしましては、今年度から新たに、高校体育科・体育コースの生徒が体力向上サポーターとして近隣の小学校に出向き、小学生の運動を指導する事業も行っており、こういった取組の充実も含め、子どもたちの体力向上に向けた学校の取組が一層進むよう、市町教育委員会と連携しながら学校を支援してみたいと思います。

2点目のコンソーシアムということでございますが、議員から紹介いただきました地域を活用した学校丸ごと子どもの体力向上推進事業、国の事業でございますが、平成25年度から始まったところでございます。その事業は、地域の様々な機関等で組織するコンソーシアムを設置している団体が事業を受託できます。

今後、国の動向も注視しながら市町教育委員会へ、事業の意義や詳細な内容、受託の条件などについて、情報提供に努めてまいります。また、こうした事業につきましては、地域の方々の協力を得て行われている学校支援地域本部やコミュニティ・スクールの取組など、開かれた学校づくりの推進の中で、学力の向上とともに体力向上の取組もメニューの一つとして検討していただけるよう、市町教育委員会と協議してまいります。

以上でございます。

〔36番 中森博文議員登壇〕

○36番（中森博文） ありがとうございます。

もう法律は決まっていますので、これはもうやってもらわざるを得ないということでございます。

教育委員会におかれましては、これはもうインターハイも決まっているわけで、施設のことも大事なこともたくさんありますけれども、子どもたち自身がそういうことで選手として立派に育っていただくような体力なり資質の向上に、これ、総力を挙げて、地域を挙げてやっていただかないととてもおいつかないのではないかなという心配でございます。よろしく積極的な取組をしていただきたいと思います。

そして、もう1点、県内各市町では少子化に伴いまして小・中学校の統廃合が進んできております。伊賀地域は積極的に取り組んで、名張市は少し遅れていたなということですが、ようやく名張市でも3校統廃合が決定しまして、ただ、そういうときには、子どもたちや保護者の心配を払拭するためにはいろんな人的配慮が必要ではないかなと、このように思うところでございまして、その辺のことを、学習環境を整えるための人的配置についての教育長の御所見がいただければありがたいなと思うんですが。

○教育長（山口千代己） 現在、本県では、少子化の影響で小・中学校の統廃合でございますが、平成10年度620校であったものが、平成25年度553校と進んでおるところでございます。

学校統廃合が行われた場合、児童・生徒の学習環境や通学環境、友達関係などが変化する中、保護者が安心して通学させることができる環境づくりや子どもたちへの適応指導、教育内容の充実を図ることが大切です。そのため、現在、県教育委員会では県単独の措置として、統廃初年度と翌年度の2年間、教員の加配を行っております。

また、統廃合に向けた各種の事前調整等にも活用できるよう、市町教育委員会からの要望等も踏まえ、統廃前年度と統廃初年度の2年間の加配を行って



います。

県教育委員会といたしましては、今後も各市町において学校統合が見込まれることから、子どもたちが安心して学べるよう、学校統合に係る教員加配の継続に努めてまいります。

以上でございます。

〔36番 中森博文議員登壇〕

○36番（中森博文） ありがとうございます。よろしく願いをいたしたいと思えます。

時間も押してきておりますので、次に、住みやすく働きがいのある、魅力ある地域づくりについて質問させていただきます。

人口戦略というのは、子育て支援、少子化対策、人口の自然増に取り組むほか、国でいう移民政策に当たります人口の社会増を図る必要があるのではないか、このように思えます。

さきの、（パネルを示す）最初の人口予測、この緑が下がっていくと非常に問題があるということから、社会増を確保すれば若干の人口減少にプラスになるのではないかなど、このように考えます。

一般的には企業誘致とか、働き口、産業施策、県内就職、Uターンとか、働き手の問題、それから、関西圏とか中京圏とか、そういう立地条件を生かした物流・観光政策、いわゆる交流人口を確保すると、そして、地域の地域づくりやスポーツやいろんな施設で、人口の凝集力というんですか、外へ行かんように、こんな施策も必要ではないかなど一般的に考えられます。

そういう社会増の対策の基本的な施策ってなかなか行政から発信が少ないのではないかなど思ひまして、知事の御所見をいただきたいと思ひます。

あわせて、まちづくりの観点から少しお願ひしたいんですけども、都市計画法とか、そういう法律は結構規制法なんですね。人口社会増とか発展していくような都市にはそういうような法律をしっかりと守っていこうという施策ですけども、いよいよ減少社会では、現在の都市計画のままでいいのかなどというのは前々から気になっております。三重県では、いろんなことを

総合的に御判断していただいて、持続可能なコンパクトなまちづくりを目指そうと県のマスタープランをつくっていただいたり、市町にも御指導いただいて、市町もそのような考え方で今されているかなと思います。それはちょっと、少し守りというのか、形というのか、そういうところにとらわれておまして、何か交流人口や定着人口を増やそうという、こういう攻めの施策が重要ではないかなと思うんです。

まちのにぎわいとか中心市街地の再開発や空き地、空き家をもっともっと活用できないかなと、こういう施策ももっともっと取り組んでいくべきかなと。シャッター通りと言われる中心市街地の方々に聞くと必ず言うことは、近くに大型店ができました、今は景気が悪い、消費者のニーズが変わったとか、実は人のせいにするんですね。これはやはり、もっともっと地域の方々と行政がスクラムを組んで、我が事のようにというのか、自らが進んでそういうことに取り組まなくてはいけないのかなと、このように思うところがございます。

そこで、魅力あるまちづくりということから、地方に人口が戻るような誘引施策が必要ということで、県の取組をお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御質問いただきました社会増対策の基本的な考え方ということでございます。

本県では、人口減少社会と超高齢社会の本格的な到来や世界経済のグローバル化による影響など、時代の分水嶺とも言うべき転換期を迎えているという課題認識のもと、平成24年3月にみえ県民力ビジョンを策定しました。

みえ県民力ビジョンにおいては、新たな雇用創出を目指した産業振興、交流人口の増加に資する観光交流、魅力的な地域づくりを目指したスポーツや文化、教育の振興、南部地域の活性化など、人口の社会増につながる政策について、選択・集中プログラム等に位置づけ取り組んでいます。

まさに県民力ビジョンやその行動計画は、議員御指摘の観点も含めて、社会増も含めてしっかりやっていかなければならないという、そういう問題意

識で作成したものでございます。

専門的かつ総合的な知見を有する方々と意見交換を行う三重県経営戦略会議においても、人口減少や少子化、国の成長戦略を踏まえた県の政策などをテーマに大局的な観点から助言をいただき経営方針に反映するなど、県政の推進に当たっての参考とさせていただいております。

今後とも、幸福実感日本一の三重づくりに向け、地域の持つ力を再認識し、さらにその力を伸ばすことにより、人口の社会増に向けた対応も含め、みえ県民力ビジョンに掲げた諸課題の解決に向けて引き続きしっかり取り組んでまいります。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 都市計画においても攻めの施策というような観点が必要じゃないかということで答弁させていただきます。

本県の都市計画においても、これまでの拡散型の都市構造から転換し、集約型の都市構造であるコンパクトなまちづくりを目指すとともに、魅力や個性を生かした都市のにぎわいの創出や地域活力の維持向上を実現していくことも重要な視点として、議員御指摘のように都市マスタープランにも位置づけ取り組んでいるところでございます。

既に県内の市町においては、地域と一体となって歴史的資源や良好な景観などの地域の魅力、これは知事が答弁しました地域の持つ力ということだと思いますが、を活用してまちづくりを進めるということで取り組んでいただいているところです。

例えば明和町においては、史跡斎宮跡を核としたまちづくりを進めていただいております。この中核施設である平安時代の斎宮の正殿等の復元においては、建築基準法の規定により、屋根を不燃材にする必要がありますが、当時の建築様式である屋根のひわだぶき、板ぶきの建築は本来認められないということになっておりましたが、しかしながら、明和町と県が連携して防火上の安全対策について十分な対策を講じることにより、建築基準法の当該規定を適用しないこととし、当時の建築様式どおりの復元を可能としております。

このように、市町が地域と一体となって取り組むまちづくりを積極的に支援するとともに、今後ともまちづくりに関する関係法令の円滑な運用に取り組んでいきたいと考えております。

また、安全・安心の担保が前提とはなりますが、まちづくりに係る規制の弾力的な運営、緩和とか、そういうような可能性についても、現在、全国建築審査会長会議で議論が進められております。これらの議論や他県の事例などを参考としながら検討していきたいと考えている次第でございます。

[36番 中森博文議員登壇]

○36番（中森博文） ありがとうございます。

先日新聞で、町屋の規制緩和の記事が掲載されておりました。奈良市のお話です。江戸時代からの町屋が多く残る奈良町地区の活性化を狙って国家戦略特区の提案をしたと発表されました。建築基準法や消防法などの規制緩和を通じまして、町屋での商業施設、レストランなどの開業など、住民の流出を防ぐような、こういう施策が講じられたと報道がされております。

そういう自然減対策、社会増、いろんなことを総合的に人口減少社会には講じていくべきかなと、このような本日の大きな一つ目の御提案なり、御質問とさせていただきたいということでございました。

最後にというか、第2番目の伊賀地域の関西戦略を少しお話しさせていただきたいと思います。

奈良町に近いというのは伊賀地域でございます、伊賀地域の活性化は関西戦略と大きくかかわっているのではないかなと、こういう観点で質問をさせていただいて、今の県の関西事務所の取組のついてということではございません。所管の委員会でも議論をさせていただく機会がございますのでよろしいんですけども、最近、道州制とか関西広域連合、大阪都構想など、少しじっと話はしていますけれども、我が伊賀地域の住民は結構関心が高い人が多くて、我々県議会議員としても対応に迫られるようなときがございます。

そこで、まず、関西戦略に欠かせません国道368号4車線化について御質問させていただきます。

必要性についてはもう、わざわざ繰り返しになりますので省略させていただきますが、地域の方々の構成する368号沿線整備検討委員会がいろんな推進をさせていただいております。

しかし、伊賀市側の内内拡幅は、平成18年度から着手して以来、平成24年度末の進捗が37%、名張市側の伊賀名張拡幅は平成21年度から着手させていただいておりますが、平成24年度末で進捗率5%でございます。

ちょっとこの辺を分析して私なりに心配する点を申し上げますと、一つが、事業区間がだらだらと長いので、一定区間に集中した投資、早期の事業効果を発現すべきと考えるんです。そういう事業の進め方についてどうお考えになっているのかなと疑問に思います。

所要の予算を要求しているのかなと、また、要求された予算を的確に執行されているのかなと、これも疑問でございます。

三つ目は、こういう体制、執行の意欲、体制は確保されているのかなと。

ちょっと、少しこの辺がずっと今まで気になるところでございます、御所見を伺いたいと思います。

さらに、関西戦略に欠かせません地域の幹線道路の部分でございますが、赤目四十八滝のいろんな、森林浴の森100選とか、美しい日本の歩きたくなるみち500選とか、エコツーリズム推進のためと、こういうようないろんな取組が進められておまして、来る10月6日には、第4回忍者修行選手権大会とか、こういうのも開かれるわけでございますが、道路が狭いので不評なんです。バスが来ても対向できませんということで、非常に今つらい思いをしております。

県道赤目滝線の進捗、そして、名阪国道との連絡の重要幹線道路、県道上笠間八幡名張線の進捗、御所見をお伺いします。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 国道368号の4車線化等の道路整備について答弁させていただきます。

国道368号の4車線化は、議員御指摘のように事業区間が14キロメートル

と長いことから、整備効果を早期に発現するため、交通混雑状況などを踏まえて優先順位の高い区間を重点区間として順次整備していくというところで取り組んでおります。

大内拡幅工区につきましては、金坪交差点から菖蒲池交差点までの1.5キロメートルの区間を整備しております。また、伊賀名張拡幅工区につきましては、名阪国道治田インター方面へ連絡する安場交差点から国道165号までの区間について、近鉄大阪線の桔梗が丘跨線橋の耐震補強の設計を進めるとともに、昨年度から4車線化の工事に着手しておるところでございます。

予算につきまして、国の社会資本整備総合交付金を活用しております、昨年度も国の補正予算を一部活用するなど確保に努めております。また、各年度の事業につきましては、各工区、各工事ごとに、年間執行計画というんですが、進捗状況、ここはこういう協議が終わった、こういう調整が終わったというようなことも書きました、そのような進捗管理表を策定して管理して実施しているところでございます。

事業執行体制につきましては、伊賀建設事務所に道路課に加えて、国道368号などの一般国道の整備を主な業務とする幹線道路課を設置し、人員につきましても昨年度に1名増員し、現在7名体制で事業を推進しているところでございます。

県としましては、体制を強化したところでもあり、今後、予算の確保に努め、地元の協力をいただきながら、早期の供用に努めてまいりたいと考えております。

次に、県道赤目滝線でございますが、観光地赤目四十八滝がある名張市赤目町を起点とする道路ということで、行楽シーズンには大型バスなどが多く通行する観光道路であるとともに、地元の生活道路として利用されております。しかしながら、幅員が狭いということで、行楽シーズンには交通量が増大することから通行に支障を来している状況です。

このため平成20年度から、赤目町地内の幅員狭小区間である約1キロメートル区間におきましてバイパス事業に着手し、平成21年度、22年度に用地測

量、23年度以降に用地交渉などを行って、事前に用地の協力等をいただけるかどうかというような交渉を行いまして、地元の協力依頼等を行っているところでございます。

引き続き地元の御理解、御協力を得られるよう、名張市や赤目まちづくり委員会の皆様とともに、今後の県道赤目滝線のバイパス事業について協議調整を行ってまいりたいと思っております。

続きまして、県道上笠間八幡名張線でございますけど、名張市、伊賀市の中心市街地へ通じる生活道路であるとともに、名阪国道から八幡工業団地へのアクセス道路として利用されております。しかしながら、県道山添桔梗が丘線との交差点から奈良県側でございますけれども、この区間、非常に幅員が狭いということで、通行に支障を来しているということで、平成22年度に県道山添桔梗が丘線から約650メートルの区間について事業に着手し、現在、拡幅工事を進めております。

この事業を実施している事業中区間のうち奈良県側の250メートル区間につきましては、平成25年11月ごろ、この11月ごろの供用開始に向けて、現在、舗装工事を進めております。

残る名張市側の400メートル区間につきましては、都市計画公園である薦原公園の用地買収が必要ということで、都市計画の変更に向けて、現在、名張市と協議調整を進めております。

さらに、事業中区間の奈良県側から奈良名張線の交差点までの奥のほうですけれども、未事業化区間の800メートルにつきましては、一級河川名張川を渡ることから、河川管理者である国土交通省と橋梁に係る河川協議を進めているところでございます。

引き続き、事業中区間の早期完成と残る未事業化区間の調査等も進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

〔36番 中森博文議員登壇〕

○36番（中森博文） ありがとうございます。

いろいろ申し上げたいんですけども、一つだけ、県道上笠間八幡名張線の、今お進めいただいている先線の予定路線のところに極端に狭いところがございます、そこを非常に地元の方は苦慮というか、大変迷惑をかけているという状況でございます、その辺のことも十分、橋を渡すのは大変難しいということはわかりますけれども、現状を少し調査していただいて、一番お困りなところを、まず、解決してあげるのが喜ばれるのではないかなと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

若干時間が押していますので、最後に関西戦略ということで、いろいろと関西戦略がございますが、いろいろと名阪国道の話がたびたび出てきまして、我が伊賀地域、三重県にとっても名阪国道との関わりが深いということで、たびたび名阪国道も、狭い、危険、急勾配などなど、奈良県側に非常に課題があるとか、いろんなことで第二名阪道路の計画を何回も提案させていただいております。7年前からこれで4回目でございますが、懲りずにまた、これ、用意しました。(パネルを示す) このパネルは何回も使えますので、ありがたいんですが、ごらんいただいています。

赤色が165路線で、黄色が第二阪奈道路へ結ぶ一直線ということで、三重県にとっても、関西戦略、非常に有効ではないかなと、この図を見ていただいたら雰囲気はわかっていただけたと思います。三重県にとってそろそろ次なる20年の計画を、構想を練っていただくことが、次の御遷宮のためにも大切な時期に来ているのではないかなと、このように思わせていただくわけでございますので、この内容について、るる説明するには至らないと思います。

このことについて一つ御所見をいただきたいのと、あわせて、最近ちょっとじっとしておりますが、首都機能移転、三重・畿央地域という、こういう昔誰かが一生懸命唱えていたということもございますが、やはり今、またまたこういうときかなと、そろそろまた到来したのではないのかなと、再燃する必要があるのではないかなと、私が引き継ぐのもなんですが、そういうことも必要ではないかなと、こんな気もしております、栗野議員にお任せしたいのだけれども、この辺はまた私のほうからこれについての御所見をお伺



いしていきたいと思います。よろしく申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 首都機能移転の関係のお話ですが、危機管理の観点から、今、政府のほうでも改めて、東日本大震災以降、中央防災会議でその首都機能のバックアップの必要性が訴えられたり、あるいは、6月に閣議決定されています、いわゆる骨太の方針においても首都機能のバックアップが重要だということも出ていますし、また、全国知事会でも今、日本のグランドデザインという部会みたいなのをやっているんですが、その中でも首都機能のバックアップが重要だというお話が出てきているところであります。

とはいえ、そういう意味で、それぞれの方針などに盛り込まれてはきているものの、いまだそれをどうやっていくかという具体化の話ができないところでもありますので、いずれにしても我々としては国の動向を注視しながら、また、関係府県とも連携しながら的確に対応したいと思います。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（土井英尚） 第二名阪道路の件について御答弁させていただきます。

先日の9月15日から16日にかけて上陸した台風18号の影響で、中京圏と近畿圏を結ぶ新名神高速道路、名神高速道路と名阪国道、国道1号など、多くの幹線道路が通行どめになり、東西方向の交通が完全に寸断されたことから、県中央部に集中豪雨や大規模地震時にも対応できる東西方向の規格の高い道路は改めて重要であると考えているところでございます。

第二名阪道路構想は、県境を越えた広域的な交流連携や大規模災害時の緊急輸送の機能を持つ道路構想ですが、北側には高規格幹線道路の近畿自動車道名古屋大阪線が予定路線として計画されております。また、南側には地域高規格道路の東海南海連絡道が、これも候補路線として計画されております。これらとの関連を整理した上で議論する必要があると考えているところでございます。

〔36番 中森博文議員登壇〕

○36番（中森博文） ありがとうございます。

残り1分となりましたので、伊賀地域の振興と関西戦略は切っても切れないということが言いたいわけでごさいます、東大和西三重観光戦略や、忍者の観光戦略とか、三重県関西戦略伊賀プロジェクトを提案しながら、関西戦略伊賀地域対策室などを設けながらじっくり取り組んでいただければなど、こんなことを要望させていただいて、最後に一句だけちょっと申し上げておかないと、ちょっと期待していない人もいますけれども。

アマテラス、物産観光、三重テラス。

海女照らす、忍者も照らす、三重テラス。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前田剛志） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。北川裕之議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。15番、森野真治議員。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） お疲れのところ済みませんが、午前中の北川議員の異常気象時の河川に接する国道、県道の安全確保に対する質問に関連して質問させていただきたいと思います。

先日、9月15日から16日にかけて三重県を台風18号が襲いまして、多くの被害が発生をいたしました。特に、私の選出の伊賀市におきましては大変甚大な被害が出ております。

この台風の襲来時におきまして、警戒に当たられた方、また、災害対応に当たられた皆さん、そして、大変風雨がきついで、被災者の救出あるいは2次災害の防止のために尽力いただいた皆様方に厚く御礼申し上げたいと存じます。

これらの活動のおかげをもちまして、大変物理的には大きな被害が出たわけですが、幸い人的には被害が出なかったということだというふうと考えております。

ちなみに、6月会議でも質問させていただきました伊賀市の消防団でござ

いますけれども、県内で最低レベルの出動手当でありましたが、速報値で824人という大変たくさんの団員が出動されております。紹介をさせていただきたいと思います。

さて、朝から北川議員も取り上げておりましたけれども、伊賀市内の幹線道路、大変大きな被害を受けました。知事も9月22日には伊賀へ入って現状を確認していただいたところでございます。

言うまでもなく幹線道路でございますので、21万台前後が通っている大変生活に重要な道路でございますので、今回、知事も現地を調査して、早速緊急の安全点検を指示したということも朝から答弁いただきました。

しかし、安全点検についてはふだんからしているはずのものでありまして、私たち地元の議員も様々な改修の要望等もさせていただいていた中で、全体の箇所をしっかりと調べた中で優先順位をつけて順次整備をしているということを常日ごろから聞かせていただいていた中の出来事でございますので、大変戸惑っているところでございます。

また、ハザードマップというものがあまして、想定浸水域、これも6月会議でパネルでお見せしたわけでございますけれども、実は今回のその浸水域はそのハザードマップの中に入っております、ある意味、想定範囲内ということでございます。確かに、600ミリ前後の雨量が降ったということで、それだけ降ったんだから仕方がないよなという声もあるんですけども、それと同時に、浸水域が想定範囲だということは河川の流量についても当然想定されるべきものだという厳しい意見も市内にはございます。

また、朝からの答弁の中で国道422号の通行規制についてのお話もございました。最近ずっと、あそこは崩れこそしなかったですけども越水をしていて、道路が冠水状態になって、通行規制をこれまでからもかけているという話でございます。

しかしながら、本来こういう幹線道路というのは、緊急の救急の搬送とか、あるいは避難時の避難用道路ということで使うべき道路でありまして、峠の部分なら別であります、こういう平地の部分で雨によりまして慢性的

に通行どめにしないとイケないと、こういうことは、本来あってはならないことだというふうに考えておるところでございます。

今回の国道422号のあります木津川について言いますと、川上ダムの要望、あるいはしゅんせつの要望などが出ております。しかし、川上ダムが、着工がこれから、まだいつ決まるかわかりませんが、決まってからでもできるまで8年、現在進めております農業用の取水口であります井堰の統合についても15年かかるというふうに言われておまして、今回被害に遭いました地域を含め、国道422号の安全確保を今のまま待っていたのではいつになるかわからない、こんな現状もあるわけでありまして。

このような中で、今回、災害復旧ということで早期に取り組んでいただけるとは思うんですけども、災害復旧でもとに戻すことだけではなくて、貝増議員もおっしゃったとおり、より安全なものに、これを機にしていくということも含めて、ぜひお考えをいただきたいと思っております。

知事は9月22日に現地も調査をいただいて、その目で、肌で感じていただいて、伊賀地域のいろんな道路や河川、こういう状態だというのをよくわかっていただいたと思うんですけども、そういう中での感想と、今後どのようにこの地域の安全確保に向けて具体的にどのような取組をしていくのかということについて、御答弁をお願いしたいと思います。

**○知事（鈴木英敬）** 今回、台風18号は県内全般にわたりまして大きな被害があったわけでありまして、その中でも特に被害の大きい、対応が非常に困難な部分について、視察という形で行かせていただきました。

伊賀地域の、先ほど議員からもありましたように、幹線道路である国道422号など、ああいう大きな被害を受けているという結果、その地域を利用される皆様の御不便、あるいは、その迂回路などによって交通渋滞や危険性が出てくるなど、そういうたくさんの御不便をかけていることに、本当に申しわけなく思うところでもありますし、今後、あと、災害履歴があつて、今、またこういう状況にあるということに対する、住民の皆さん、大変切実な声もお聞きしましたので、いずれにしても一刻も早く復旧をしていくというこ

とを改めて強く感じているところであります。

木津川の治水対策につきましては、先ほど議員からもおっしゃっていただきましたように、国、県、市で連携をし、川上ダム、上野遊水地、河川改修、この三つをセットで優先順位をつけながらやっていくということでありましたが、川上ダムについては、先ほどもおっしゃっていただきましたように、国に改めてしっかり強く要望しなければならないですし、上野遊水地は来年度完成する予定であります。

河川改修の部分についても、井堰をつくるのを今回議案で上げさせていただいていますが、そのみならず、どういう形で優先順位をつけてやっていけばいいのかというのを改めて、国、県、市もみんな知恵を出し合ってやっていかなければならないと思っています。

それから、今回少し感じたことは、住民の皆さんに対して、こういう工事をやるんですよということについて、日ごろからの住民の皆さんに対する説明などが十分でなかったのも、余り御理解をいただかないまま工事が進んでいたりというようなことがあったのではないかと考えていますので、今回の復旧事業、あるいはその後のインフラ整備に当たってもしっかりと丁寧に説明をしていくことを進めたいと思います。

あわせて、公共土木施設全体の維持管理とか老朽化について、やはり大変深刻な状況であるということも感じましたので、改めて、あの場でも申し上げましたけれども、平成26年度において、そういう分野を重点化していく、そういうことを検討していきたいと思っています。

個々の箇所につきましてはまた個別にお話をしたいと思います、私のほうからは以上です。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） 平成26年度以降で重点的なことも含めてということで、少なからず予定よりも加速していくんだと、こういう前向きな答弁だというふうに捉えさせていただきたいと思っています。

地元の方も一日も早い完成を待ち望んでおります。伊賀地域は津波が来な

いということで大変安全だと言われてはいますが、あそこは津波は来やへんけど洪水やであかんわって、そういうふうには言われないように、ぜひ、安全な地域を一日も早くつくるためにも、県としてしっかりと取組をお願いいたしたいと思います。

少し残っていますが、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前田剛志） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○副議長（前田剛志） お諮りいたします。明27日から29日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田剛志） 御異議なしと認め、明27日から29日までは休会とすることに決定いたしました。

9月30日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○副議長（前田剛志） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時12分散会